

モーターボート競走

30

年史

収益篇

カラーグラビア	 1
総論	はじめに.....10 施行者収益.....11 振興事業.....11 特別協賛競走の実施による事業.....12 社会的評価.....14
地方財政の中の収益金	地方財政の窮状.....17 関係者の苦闘.....18 地方財政への寄与.....19 収益の均てん化.....21
振興事業に貢献する交付金	振興事業制度の沿革.....26 交付金制度の変遷と(財)日本船舶振興会の設立.....26 19条交付金とそのしくみ.....27 振興事業のあらまし.....28
特別協賛競走による事業	日本万国博覧会.....39 沖縄国際海洋博覧会.....40 B & G 財団.....41
資料	売上、収益、交付金等一覧表.....47 モーターボート競走事業収益金使途状況一覧表.....48 モーターボート競走施行者一覧表.....49 19条交付金使途一覧表.....53 造船関係事業に対する貸付状況一覧表.....54 造船及び造船関連工業関係補助金交付状況一覧表(1 号交付金).....55 海難防止関係補助金、助成金交付状況一覧表(1 号交付金).....56 海事思想の普及、観光、体育、文教、社会福祉関係補助金 助成金交付状況 一覧表(2 号交付金).....57 B & G 財団海洋センター一覧表.....58

世界に貢献するモーターボート競走の収益金



▲各国から贈られた勲章を着用した笹川会長

私に贈られた数々の勲章や名誉市民章はモーターボート競走のファンをはじめ私が会長を務める1300万人に贈られたもので、私はその代表として慎しんでお受けしたものである……

—笹川会長あいさつより—



…WHO本部に建立された胸像▶



▲ H. マーラWHO本部事務局長と握手を交す笹川会長

天然痘の根絶、ハンセン氏病、寄生虫の撲滅活動、難民救済事業にはたしたモーターボート競走の収益金の効果は国連をはじめ国際的に高く評価されている。WHOでは創設以来4番目、現存者では唯一人という胸像を建立し業績をたたえている。

▼カーター前大統領と会見する笹川会長



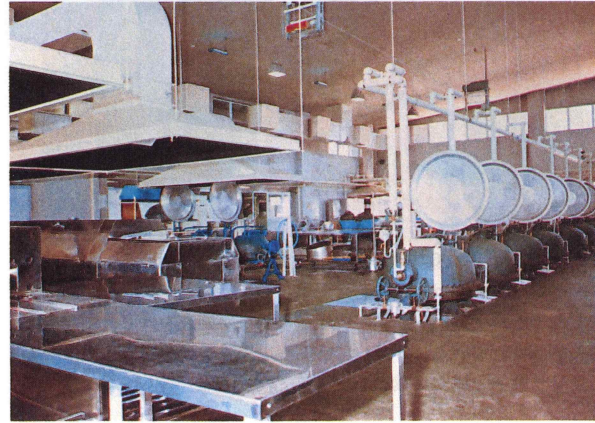
▼体育館（府中市）▶



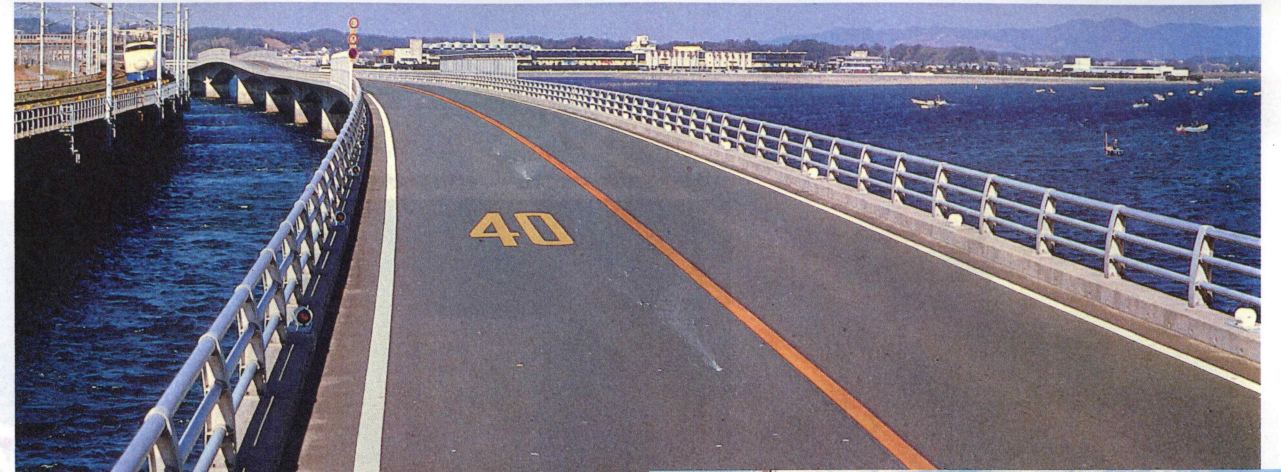
▼幼稚園（府中市）



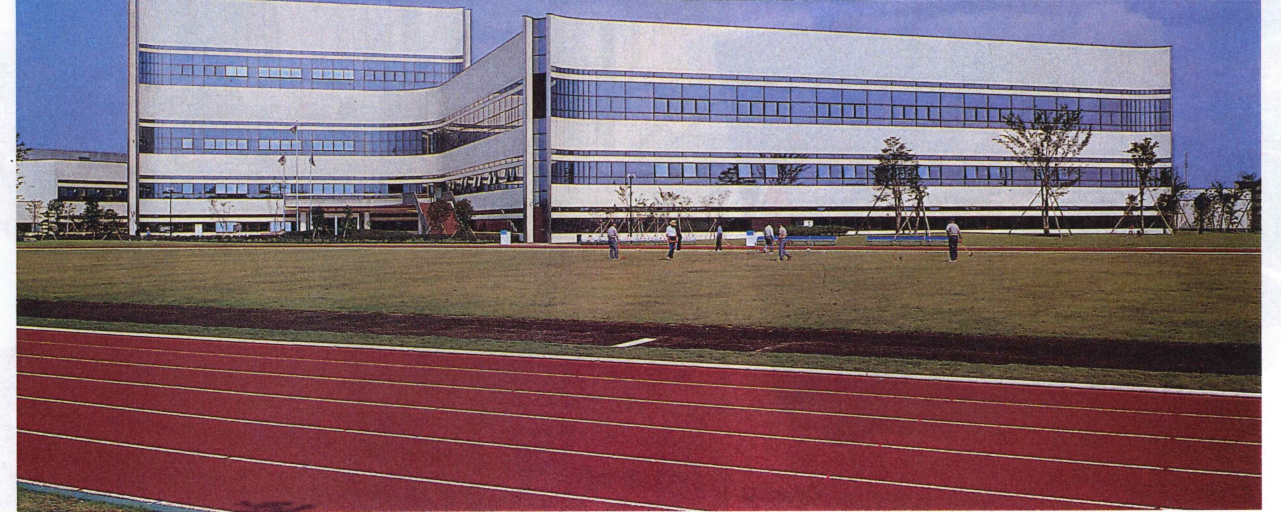
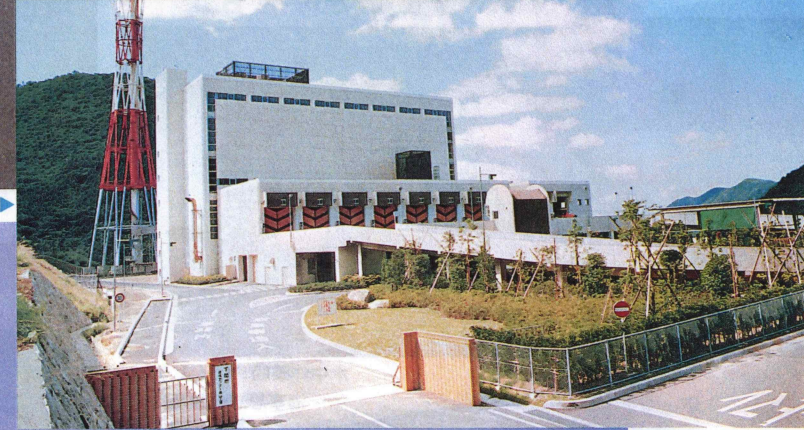
▼特殊レントゲン装置（青梅市）



▲給食センター（丸亀市）



▲競艇新大橋 —新居・雄踏線— 環境センター（下関市）▶



▲総合スポーツセンター（戸田市）

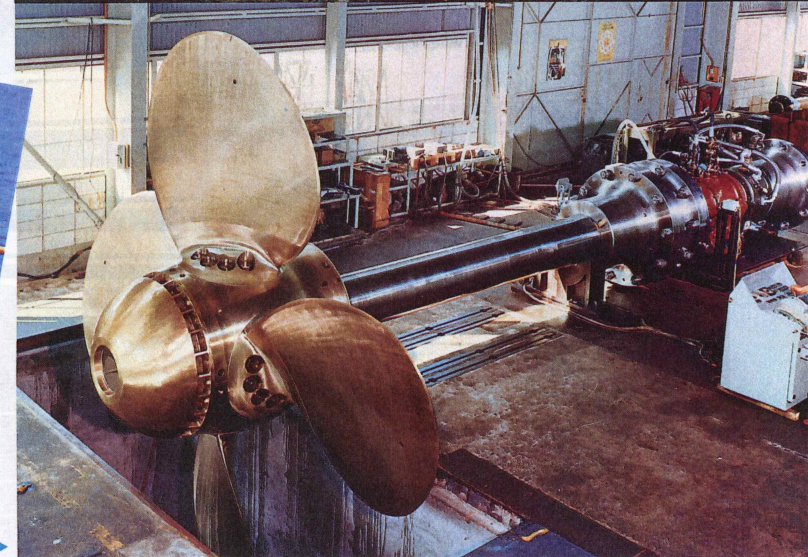
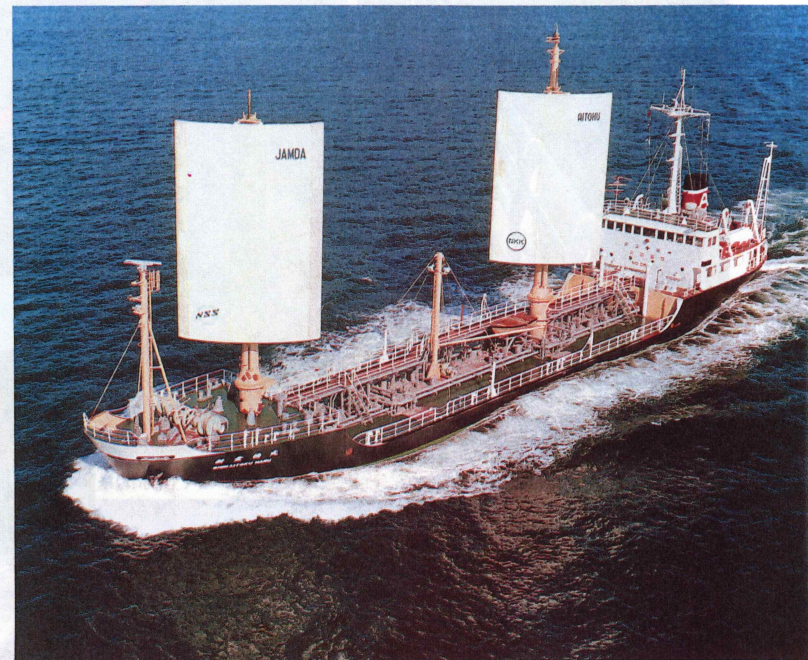


水中作業船“はくよう”
海事思想の普及に
〈海洋少年団〉



可変ピッチプロペラ

▼省燃費50%帆走タンカー〈世界最初の自動操帆タンカー“新愛徳丸”〉



式典にご台臨の天皇陛下と
(財)日本消防協会笹川会長

消防100年記念式典



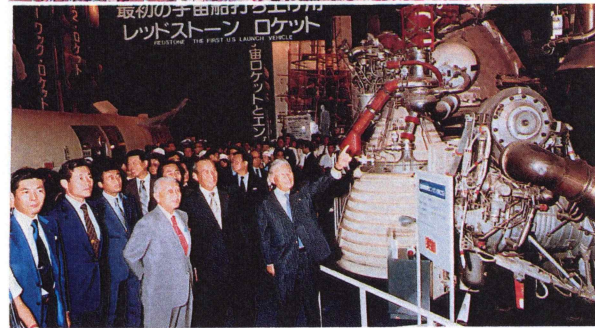
▲海、船に関する知識を満載した「船の科学館」



▲伝統芸能の振興に〈吟剣詩舞道〉

特別協賛競走による事業

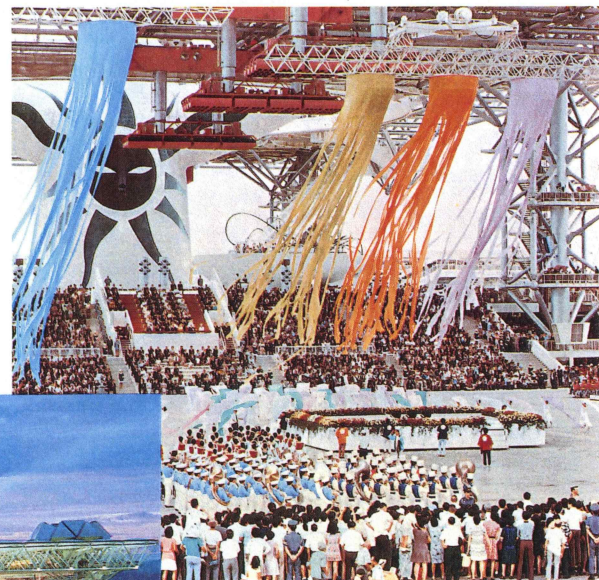
「宇宙—人類の夢と希望」宇宙科学博覧会



日本万国博覧会「人類の進歩と調和」



「海—その望ましい未来」沖縄国際海洋博覧会



海外体験航海「にっぽん丸」

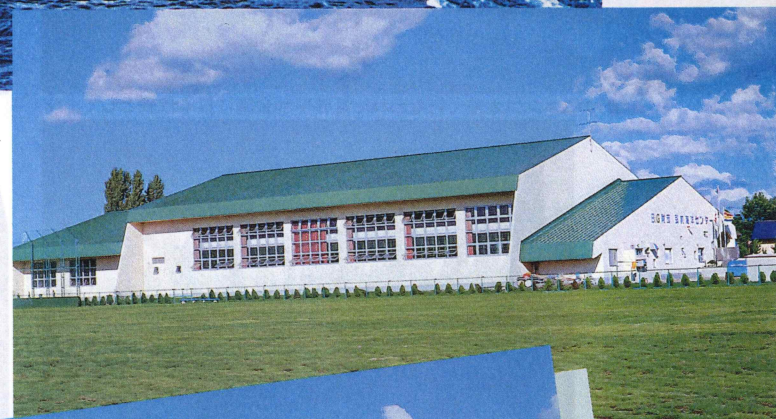


▲本部 B & G センターとテニスコート



▲海洋性スポーツ

プール、カヌー、ヨット▶



▲弘前海洋センター



▼世界平和会議に日本代表として出席

パリのユネスコ本部で開催された世界平和会議の席上、笹川会長はユネスコに「平和教育賞」を設けることを提案(財)日本船舶振興会は同賞の基金として100万ドルを寄贈した。



▲パリのユネスコ本部で行なわれた世界平和会議に日本代表として出席



▲ フォード元大統領と会見する笹川会長



▲ マルコス大統領から
ゴールデン・ハート
勲章を贈られる



總論

は じ め に

モーターボート競走の目的が、船舶関連産業に資することと地方財政の改善を図ることを二本の柱としていることは今更いうまでもない。

モーターボート競走法の法案が国会に提出された当時の造船業界は、第二次世界大戦で受けた壊滅的な打撃と戦争のため空白化していた造船技術の立遅れとを官民一体の努力でようやく克服し、技術的には銲接工法から溶接工法への変革期にあり、発展の気運が盛りあがっていた。

ところが、ここにひとつの大きな問題があった。船体建造技術が次々と開発され、世界のトップレベルに達しようとしているのに対し、機装品、機関補機等の技術が著しく劣っていることであった。

この格差は、船体が企業として力を有し、行政の手も行き届く大企業で造られているのに対し、その船体に取り付けられる各種の機装品や機関補機の大部分が十分な設備もない中小企業や零細企業で造られることに起因するものであった。

これ等の企業の大部分は、設備投資を行う意志はあっても企業自体の資金的な能力に乏しく、借入を行うにも銀行が貸付を拒否するような企業であり、それだからといって、税収も思うにまかせない国が、限られた予算で行う行政の手もまた行き届かないのが実情であった。

日本の再建を目指してとられた数々の施策からして、運輸省幹部をはじめ心ある人達は、やがてこのような現実直面し、そのことが造船、海運業界発展の大きな障害となり、ひいては日本の再建に大きな影響をおよぼすであろうことは当初から予想していたが、これといった有効な手立てもなく思い悩むばかりであった。

その当時の状況を、法制定30周年記念の日に連合会役員

室で実施した草創期篇座談会の中で、運輸省OB諸氏は大要次のように語っている。

『昭和25年のある日、笹川会長は矢次一夫氏、福島世根女史を伴って前ふれもなく運輸省をおとずれた。お歴々の来訪になにごとかと緊張して応対に出た壺井調整部長に、公営競技としてモーターボート競走をやりたいと切り出した。

突然の話であっけに取られている同氏に、笹川会長は困窮状態にある自治体の財政を救い、同時に海国日本を復興するにはモーターボート競走を行い海事思想の普及を図ると共にその収益金で地方財政の改善を図り、中小の船舶関連企業の育成を図ることが肝要であると、巢鴨ブリズンで練りに練った構想を語り、準備して来た法案まで示した。つい最近まで勾留されていた一民間人とは思えない驚くべき眼であった。

日本の将来を適確に見通したうえで、かゆい所に手の届くような具体案を持ち、すみずみまで細かな配慮が払われていた。

船舶関連産業の底辺の育成こそ、業界発展のポイントであると十分に認識しながらも、資金手当のつかなかった運輸省としては暗夜に光明を見いだす思いであった。』

モーターボート競走法が議員提案の法律でありながら、政府提案の法律であるかのような熱意で省をあげての協力が得られたのは、日本の船舶関連産業再建策として笹川会長の考え方と運輸省の考え方が合致したからであるといえよう。

モーターボート競走は非常な難産ののち成立を見るのであるが、この間の経緯や開催当初の売上不振にあえいだ当時の状況については「草創期篇」、「売上篇」に詳述したのでここでは割愛したい。

モーターボート競走の収益金は、当初、国庫納付金として一般会計に繰入れられ、国家政策の中で使用されていたので、どの部門に充当されたということとはできないが、昭和29年、大蔵省が財政のモラル等を理由にギャンブルの収益金を歳入に組み入れることは好ましくないとして、国庫納付金を事実上廃止し、臨特法により、国に代る納付先として連合会が交付金を取り扱うことになった。

臨特法には時限が付されていたため、この時限毎にからのギャンブル廃止論の影響を受けて、単に交付金だけでなく公営競技そのものの存廃問題を含めて見なおしが行われたため、関係者は大変な苦労をするのであるが、交付金の使途としては、直接運輸省の指導により使用されることとなったため、きめ細かな配慮がなされ、有効適切に使用されるという好結果を生むこととなり、のちに船舶工業

モーターボート競走の収益金とその使途

1) 施行者収益

モーターボート競走は、昭和27年の大村初開催以来、各地方自治体が次々と施行者の名のりをあげそれぞれに初開催へとこぎつけたのであるが、当初は予想した売上をはるかに下回るという競走場も多く、以後しばらくは、「開催のたびに赤字を増やす」施行者も少なくなかった。

しかし、関係者一同の強いねばりと団結は、徐々にこうした状況を克服し、発展させ、日本経済の成長という背景もあって、やがて力強い実りの時代へと進んでいく。

昭和55年度までにおける施行者収益の累計は1兆4,321億円にも達しており、地方自治体の自主財源として豊かな地域社会の実現に大きな役割をはたしている。

また、昭和45年以来、収益均てん化策として「公営企業

振興会を経て日本船舶振興会を生むことにもなる。

「抑制基調を取りつつも、公営競技の存続を認め、収益金の使途も拡大すべきである」とした昭和36年の長沼答申と、これを受けての昭和37年の法改正はモーターボート競走を大きく変えることになった。

交付金に付されていた時限がはずされたことにより、時限毎に廃止論におびえる必要のなくなった施設所有の施行者や施設会社は、大規模な施設改善を行い時代の要求にマッチする施設の建設を始めた。

この施設改善は、高度成長時代にさしかかる世相と相乗的に作用し、売上上昇の呼び水となり、交付金関係では日本船舶振興会の設立が規定され、法目的の拡大によりさらに多方面に亘り交付金が生かされることになる。

金融公庫」へ売上の1%に当る金額を納付する制度が導入されており、昭和55年度までの累計はモーターボート競走だけで851億円、他の公営競技との合計では2,131億円に達している。

これを基金として、地方自治体が行う上下水道整備、交通、道路網の整備等のために発行する公債の利子補給に使われ、施行者以外の自治体も均しく利益を享受している。

2) 振興事業

モーターボート競走の収益金の一部は、法19条により勸日本船舶振興会へ納付され船舶および船舶関連産業の振興にあてられ、戦後の船舶関連産業の復興に多大の貢献をし



てきたばかりでなく、現在では造船不況の救済に大きな役割を果たしている。

また、昭和37年にモーターボート競走法の改正が行われ、法目的が拡大してからは、観光、体育、文化、教育、医療関係にも交付金が使用できるようになりその方面の国内的、国際的貢献は目を見張るものがある。

身近かなところでは、豊富な展示品とその質の高さで子供からその道の専門家にまで好評の「船の科学館」の建設、1100万人余の入場者を集めた「宇宙博」にもモーターボート競走の収益金が使われており、国際的には「天然痘の根絶」、「ハンセン氏病の撲滅運動」をはじめとしたWHOへの貢献など常に時代の要求に応じた適切な使途は国内外の高い評価を得ている。

3) 特別協賛競走の実施による事業

① 日本万国博覧会

昭和45年3月から開催された日本万国博覧会は、かつてない規模と充実した内容で大成功をおさめたが、開催に先立って、万国博覧会協会より当初から決っていた拠出金に加えて入場料引き下げのためさらに20数億円を拠出して欲しい旨の要請が、各公営競技団体に對し行われた。

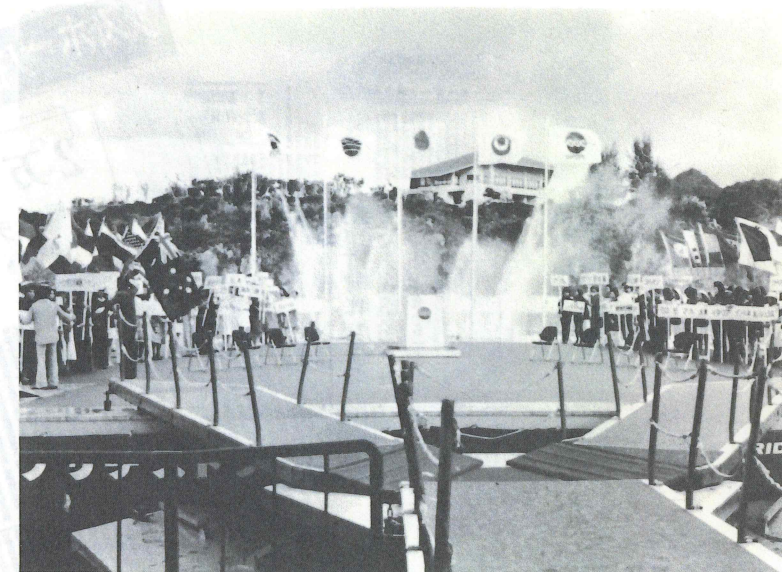
モーターボート競走関係団体は、この要請に積極的に協力することを決定し、このうち20億円を拠出することとした。このため、昭和43年に「開催範囲を超えて競走を開催することができる特例」が定められ、万国博特別協賛競走を実施し、この収益金のすべて、21億円余を拠出、入場料引下げの実現に貢献し、万国博大成功の大きな要因となった。



② 沖縄国際海洋博覧会

海洋を対象とする博覧会としては世界でも初めてという「沖縄国際海洋博」は、沖縄の本土復帰記念事業のひとつとして昭和50年7月、盛大に開催されたのであるが、モーターボート競走関係団体は、この催しに最大限の協力をするとして「特別協賛競走」を開催。これによる収益金18億円と日本船舶振興会を通じての12億円、合せて30億円を海洋博協賛金として拠出した。

大好評のうちに終えた海洋博は、「特別博」の特徴として閉会後もその施設を残して有効利用することができるため、施設の一部は現在も「沖縄海洋センター」などとして多くの人々に親しまれている。



③ B & G プラン

昭和46年「モーターボート競走法制定20周年」を記念する事業として笹川会長が提案した「B & Gプラン」は、青少年の健全な育成と海事思想の普及を目的として、各地に体育館、プール、海洋スポーツ施設等の完備した施設の建設、青年の船、少年の船等による体験航海を通して豊かな心と健康な身体をつくろうという壮大なプランであった。

このプランを実現するため、昭和48年3月には財団法人・ブルーシー・アンド・グリーンランド財団が設立され、同年11月には沖縄海洋博への協賛金の拠出およびB & Gプラン実現の資金の拠出を目的として施行規則の一部改正が行われ特別協賛競走が実施できることとなった。

以来、この特別協賛競走の収益金を主な資金として施設づくり、指導者づくり、クラブの組織づくり、青年の船、少年の船等による体験航海の実施、海洋スポーツ、レクリエーションの提供など活発な活動がなされている。



4) 社会的評価

モーターボート競走開始以来、約2兆円の収益金がどのように使用されてきたかについてはこれまで述べてきたとおりであるが、社会的にはどのように評価されているであろうか。

いうまでもなく収益金の最も多くが施行者収益として地方財政の改善に投入されている。モーターボート競走の施行者の多くは、特にこれといった財源もなく、赤字に悩む地方公共団体であったが競走開始以来30年を経た今日では同規模程度の自治体としては優れた設備の学校、体育館、市民会館等の公共設備を有し、道路や上下水道の整備も進み豊かな地域社会を作り出している。

また、売上の向上により財政的な余裕が出て来ると全国的には公営企業金融公庫を通じ公営企業債の利子補給とい

う形で、地域的には各種の拠出金、賛助金等の形で均てん化が促進され単に施行者だけでなく収益金は幅広く社会の中に活かされている。

地方財政の改善にモーターボート競走がどれ程役立っているかは財政比率等を見るまでもなく、モーターボート競走の『生みの親、育ての親』であり、連合会長である笹川良一会長に贈られた数多くの感謝状がなによりも有弁に物語っている。

一方、国庫納付金時代を経て船舶関連産業および体育、その他公益の増進を目的とする事業の振興に投入された交付金、いわゆる19条交付金はその金額の巨大さもさることながら造船業界再建に果たした役割ははかり知れない程に大きいと言えよう。

この件についても運輸省OB諸氏は、草創期篇座談会の中で、大要次のように語っている。『なぜ、あんなにも早く

日本の造船業界が復興し、発展したかは世界の謎である。世界中から学者や経済人が調査に来たり、研究をしたりしているようであるが、いくら国の政策や企業経営を研究しても答がでるわけがない。モーターボート競走の収益金が船舶関連産業の底辺の強化や技術革新に果たした役割を理解してこそ初めてその謎が解けるのである。』

このほかにもモーターボート競走の収益金が直接、間接に果たした功績は大きく、それぞれの分野で高い評価を得ているが、収益金全体の評価を最も端的に表わしているのは、笹川良一会長に贈られた各国からの勲章であり、各種の表彰であり、数多くの感謝状であろう。

主なものだけでも、国内的には昭和37年運輸大臣賞、39年に交通文化賞、そして昭和53年には、日本最高の勲章である「勲一等瑞宝章」を授与されている。また国際的には、昭和50年にアメリカ人口危機委員会より、ヒュー・モア賞、51年には大韓民国より勲一等修交勲章光化章、52年中華民国より大綬景星勲章、ブラジル連邦共和国サンパウロ市所在のオノリフィカ・オーデューン・アカデミカ・デ・サン・フランシスコよりグラン・クルース勲章、55年にはフィリピンからゴールデン・ハート勲章が授与されているほか、54年には国連4機関からの感謝状が贈られWHO本部には胸像が建立されている。

これらのほかにも、昭和38年に氏の故郷である箕面市から名誉市民に推されたのを始め、現在はニューヨーク市、ロスアンゼルス市、マニラ市、台湾の台北、台中、インドネシアの古都バンドン、ニカラグアの7つの都市の名誉市民となっている。

こうした各種の勲章や表彰は、単にモーターボート競走の収益金の果たした役割の評価だけではなく、笹川会長個人の優れた人格、識見と「世界一家、人類兄弟姉妹」の信念のもとに世界平和と人類の幸福とを願って行ってきた数々の慈善行為が評価されたものではあるが、同時にモーター

ボート競走の収益金を有効適切に使用してきたところの最高責任者としての評価、ひいては収益金そのものへの評価ともいえよう。

笹川会長は受賞のたびに職員に対して賞の意義を語り、そのあとに決まってこうつけ加える。

「この賞は私個人に贈られたものではなく、ファンと業界関係者の代表者としての私に贈られたものと思っている。われわれはファンの方々からモーターボート競走をお預かりしているのであって、その責任は地球よりも重いということを決して忘れてはならない。」



2

地方財政の中の収益金



●地方財政の窮状

モーターボート競走は種々の目的を持っているが、立法当初より一貫して変らぬ柱のひとつに「地方財政の改善」がある。

第2次世界大戦により、国土は焼土と化し、あらゆる産業設備は完膚なきまでに破壊され、人々は虚脱状態にあった。わが国の生産活動は著しく低下しており、戦前の水準に復活することさえいつの日のことか見込みのつかない状況にあった。その上に米の大凶作(20年)などさまざまな要因がからみ合って、戦後特有の悪性インフレが急速に進行し、政府は預金封鎖にふみきらざるを得ないなど国全体の経済情勢は不安定の極みにあった。

こうした背景のもと、昭和22年5月3日新憲法施行。同時に『地方自治法』が制定され、ここに地方分権制度が確立した。これによって従来は国が行っていた行政施策の大部分が、地方公共団体の手にゆだねられることとなった。

ところが、広範囲に亘る公共事業を委譲された地方自治体もまた極度の困窮状態にあり、事業を行うにあたってまず何よりも先に考えなければならなかったのは、「いかにして自主財源を確保するか」ということであった。しかし、経済情勢からしても税収の増加は望むべくもなく、他に財源をさがしてもすべては思うにまかせず、ついに翌23年7月に『地方財政法』が制定されて国と地方自治体との間の財政調達の基本が定められることとなったのである。

さらに25年には 新地方財政法、地方財政平衡交付金法が制定され、その後も状況に照して何度か改正が重ねられたのであるがなかなか計画通りには好転せず、また住民の税負担能力も未だ十分とはなっていなかった。

このように地方自治体の財政は極めて苦しい状態が続くのであるが、その一方では「福祉国家」の理念のもとに教育行政、環境衛生行政等の充実整備が叫ばれ自治体の事業は

ますます拡大されていった。そのため、年々累積する赤字をかかえて苦悩する地方自治体の数は増えていくばかりで昭和29年にはこれら地方財政の累積赤字は649億円に達し、その結果、昭和30年に制定された『地方財政再建促進特別措置法』によって、588にものぼる自治体が423億円の再建債を発行して財政再建を進めざるを得なかったのである。

自主財源確保、財政再建に懸命な自治体は競馬を復活させ、自転車競技法を成立させた。

昭和23年11月、小倉で競輪が開始され大成功をおさめると、各地方自治体はきそって施行者の名乗りをあげ、極めて短期間に60を上回る競輪場が新設された。続いて昭和25年には小型自動車競走法が制定され、船橋を皮切りに開始される等新財源確保のための公営競技場が次々と建設されていった。

このように地方自治体がきそって公営競技の施行者となり、いくばくかの収益金を得るようになっていくが、一方では、競走場の建設に十分な費用をかけるでもなく、また運営も素人に近い経験のない人々であったため運営上の不手際も多く、その度に騒擾事件が発生した。なによりも長い年月に亘る戦争で娯楽から離れ、日々の生活も食物さえ十分に手に入れることさえ困難な状況の国民にとって公営競技は刺激の強すぎる娯楽であった。

ちょっとしたことで各地で騒擾事件が頻発し、また熱中するあまり家庭破壊に至るなど、暗いニュースが新聞紙面をにぎわし、有識者といわれる人々の多くはギャンブル廃止論をとんでいた。

こうした時代の真只中に公営競技の末弟として産声をあげたモーターボート競走は、その立ち上がりにおいて、さまざまな辛酸をなめつくすこととなる。

●赤字続きの中で関係者の苦闘

モーターボート競走の初開催地が長崎県大村市であることはご承知の通りである。玖島崎海岸一帯約5千坪を埋め立てたこの大村競走場でのレースは、初開催としてはまずまずのできて関係者の胸をなでおろさせた。以来、ギャンブルを公営として推進することの是非を云々されつつ、また知識階級といわれる人々に「目の仇」とされつつも、自主財源確保の活路を見出だそうとする地方自治体は、次々とこのモーターボート競走の施行者となるべく名乗りをあげると共に、競走場の適地を求め、競走場の建設を開始することになる。

連合会は、競走法に照し競走場としての立地条件等を実地に調査して、適地の決定、建設指導、競走場の登録を行い、初開催へと進めて行った。

モーターボート競走の施行者が他の公営競技と大きく異なる点のひとつに、「施行者が比較的小規模の自治体」が多いことがあげられる。つまり、モーターボート競走の施行者は、「人口および財政規模の比較的小さな所」にある程度

絞って考えられてきたのである。東京都、滋賀県、福岡市を例外としてその大部分の施行者が小規模で、中には、「モーターボート競走の収支状況が明確になるまでは、人口3万人以下の町村又は極度に赤字財政である市町村には原則として施行者の指定をしない」という地方財政委員会の基本的な考え方に合致せず事務組合を結成しようやく指定を受けた施行者もあったほどである。

認可を受けた施行者は、まず競走場そのものの建設に取りかかったがもともと財政が苦しく、財政規模も小さな自治体のことでもあり、予算などまるきりない、借金からの出発である。職員総出で泥をこね回したり、シャベルを手に整地作業を行ってようやく「初開催」にこぎつけるという競走場も少なくなかった。当然、今から思えばまことに貧弱な設備の競走場ができ上がるわけであるが、施行者にしてみれば、「実際にレースをやって、ある程度の売上さえ上げられれば…」という「想い」があった。

そして、開催にまでこぎつければ確かに何がしかの売上は得られたのである。ところが「借金」の返済を始め、諸々

の経費等を差引いてのち、施行者の手許に残る純収益といったら本当にわずかなものであり、中には逆に赤字をかかえこむ施行者も少なくなかったのである。

世論のギャンブル批判と売上の伸び悩みから、施行者の苦難の時代はさらに続いた。ちなみにモーターボート競走の施行者の中では大きい自治体である東京都が主催した、昭和29年6月開催の大森(平和島)競走場でのレース状況を、当時の新聞記事からひろってみると――

「……折悪しく『梅雨將軍』にたたられて、1日の売上1500万円とふんだ皮算用は見事に外れ、この半額を下回るというみじめな成績……」とある。また翌30年7月には、「1年で4000万円、都財政に寄与どころか」「大森競艇エンジンストップ、競馬・競輪にくわれて」などの見出しが新聞紙面におどっている。

赤字対策に苦心を重ねた関係者の「涙ぐましい努力ぶり」については枚挙にいとまがないが、ひとつふたつ例をあげるなら、ある競走場では、「職員がよれよれの作業服に身をつつみ、ノリを入れたバケツとハケを持って街中をポスタ一貼りに駆け回った。そのあげく、仕事に熱が入りすぎて警察官と乱闘寸前の口論となり、公務執行妨害と広告条例違反で逮捕された職員もいた」という。また、他の競走場では「施行者、競走会の役職員総出で最寄りのターミナル駅に出向き、一生懸命無料バスに送りこんだところ、競艇場前で降りたファンはそのまま競輪場へ向って歩き出した」という。そのほかにも、担当課長自らチンドン屋と共にビラ配りをした話や、女流選手に乗艇服を着せキャラバンをした話など、草創当時の苦労話はどの競走場にも数限りなく、苦難の時代がしのばれる。

●地方財政への寄与

「開催のたびに赤字」の施行者がいる状態は昭和30年頃ま



で続いた。

地方財政に寄与するどころか「持ち出し」という実情の中では、「やめたい」と考える施行者が出て当然であった。しかし、その頃から地方財政の困窮はさらに深まっていき、これら施行者もやめるにやめられない状況におかれていた。

競艇事業は思うような収益をあげられなかったが、この事業のなによりの魅力は日銭が入ることで、資金繰りの苦しい自治体では、「明日はボートが開催されるから、明日まで支払いをのばしてくれ」と業者と話をし、支払いをのばしたこともあるという。

このような状況の中で、なんとかして売上を上げるよう力を合せてがんばるしか方法はなく、考えられるあらゆる手段を講じて関係者は売上向上につとめた。

その甲斐あってか昭和31年度あたりからモーターボート競走の売上は徐々に上がっていくのである。

しかしながら、この「赤字時代」を前半に含む昭和27年から37年までの11年間だけを見ても、30の施行者(地方公共団体にして81ヵ所)でおよそ185億円の純益をあげている。



競走施行概況						(単位: 万円)
項目		年度	27	28	29	30
施行者	開催施行者数		12	19	25	28
	黒字団体数		4	14	15	25
	赤字団体数		8	5	10	3
開催収益	黒字計		3,620	5億8,200	9億4,760	10億3,978
	赤字計		4,764	8,487	1億1,128	4,027
	果計		△1,144	4億9,713	8億3,632	9億9,951
参考	一日平均売上		492	554	507	525

また、昭和27年から54年までの28年間では実に 1 兆 3 千億円。これらの収益はそれぞれ地方公共団体の一般会計に繰り入れられ、自治体が行う各種事業に活かされ続けてきたのである。関係者の血のにじむような努力は、確かなかたちとなって残されているといってよいだろう。

その内訳はグラフに示す通りであるが、これらの事業には国庫補助金、国からの起債など、モーターボート収益金以外からの付加金もあり、それを加えると実際に行われた事業は約 3 倍の 4 兆円を上回ると推定される。

また、これらの事業の多くは地元業者の手によっていることを考えあわせると、その剩数的な効果は何倍にも増幅されて地域経済をうるおしていることになる。

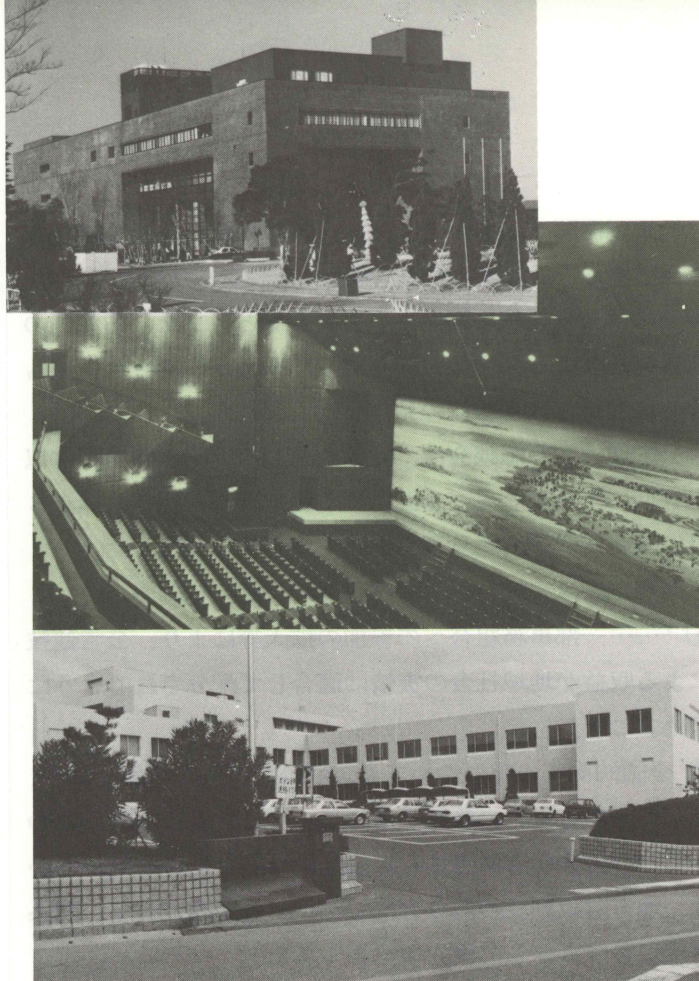
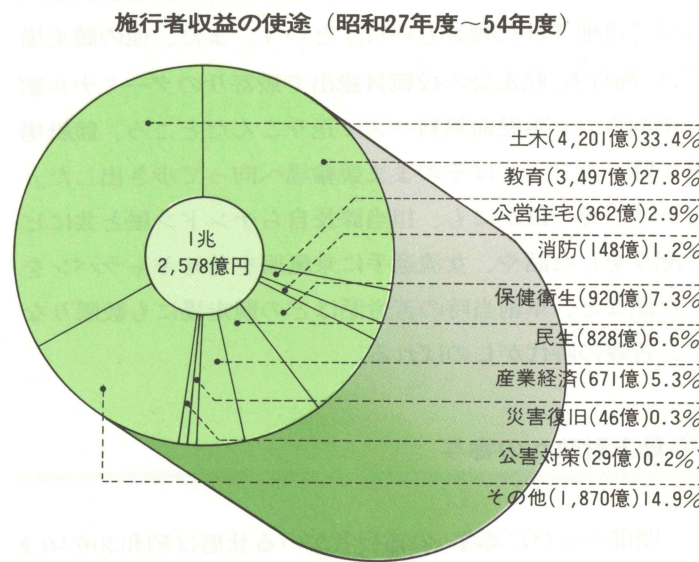
競走開始の約10年間は収益金の使途について特別に対象は定められていなかったが、例えば戦災復興、上下水道の完備、道路港湾施設・学校・病院等の増改築、風水害による災害復興、その他都市計画に基づく事業等に使われ、苦しい地方財政を助けてきたのである。

昭和37年の法改正に際しては、新しく「社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。」という勸奨規定が設けられこれによって収益の使途は明確にされることとなった。

ちなみに各費目についてその内容に触れてみると――

- ①教育費：校舎、体育館等の建設、その他諸施設の整備。
- ②住宅建設費：公営住宅の建設、老朽住宅の復旧など。
- ③土木費：都市整備事業としての道路、上下水道、橋梁、港湾設備などの建設、補修。
- ④民生および保健衛生費：身体障害更生補導所、母子寮、養老院、保健所、公民館、体育館、公園その他衛生施設等の建設、整備。
- ⑤産業経済費：農林漁業の効率的な経営と食料の安定した供給を図るための農林水産行政費と、地域における商工業経営の近代化、合理化を図るための商工行政費など。
- ⑥消防費：消防力の近代化、消防組織の常備化、広域化等消防力の充実強化および救急体制の整備など。
- ⑦公害対策費：廃棄物処理施設の整備、教育施設等公害防止事業など。
- ⑧災害復旧費：公共土木施設災害復旧事業費、農林水産施設災害復旧事業費など。

以上のように地方財政の中において、モーターボート競走の収益が公共事業に対し果たす役割は非常に大きいものといえよう。



● 収益の均てん化でさらに幅広く貢献

地方自治体にとっては、厳しい世論と資金規制の中で財政の窮乏を救うためあえて依存せざるを得なかった公営競技であったが、当初の苦境を乗り越え事業が軌道に乗り、財政上にも多少のゆとりがでてくると、収益のフアン還元ということで施設の改善に着手するが、当時は交付金に時限が付されており、この時限がくるたびに競走の存廃問題も含めて検討されるため、思い切った設備投資はできなかった。

昭和36年にいわゆる長沼答申が出され、これを受けて昭和37年の法改正で交付金に付されていた時限がはずされると交付金の時限のたびに廃止論におびえることのなくなった施行者や施設会社は、大規模な施設改善を行い一層

のファンサービスにつとめた。

タイミングを合せたかのように、日本経済の高度成長時代が始まり公営競技の売上高も急上昇を始めたこともあって売上伸び率は年々20～30%台にも達し、特に昭和41、42年度にはそれぞれ40.9%、40.4%の伸びを示し、2年間で倍の売上を記録した。

こうした急成長は、昭和49年の石油ショックで日本経済が停滞するまで15年間にわたり続いた。

当然、収益金も大巾に増加し、公営競技の収益金が税収の何倍、財政の50%にも達する例さえも見られた。特にモーターボート競走の施行者のように財政規模の小さい市町村はその傾向が強くあらわれていた。

一方、非開催市町村では石油ショック後税収が激減し、破産に近いものまであらわれた。こうして開催市町村と非開催市町村の財政格差は顕著となっていくのである。そしてここに、「均てん化」問題が大きく取り上げられることとなった。

収益均てん化法案成立までの経緯		主 な 内 容
40年 5月		自治省財政局長名で都道府県知事、各指定市町村長宛に通達。その中で“公営競技の収益金の均てん化”と云う表現を初めて使用。
40年 6月		永山自治大臣が施行者収益を考慮したい旨国会で発言。
41年 6月		日版時事通信が均てん化問題に関する記事を掲載。
43年 6月		競馬法が改正され、地方競馬の施行者70市町村が廃止、新たに69団体の市町村が指定をうける。
45年 2月		第63回国会で地方財政法等が改正される。収益均てん化のため、公営企業金融公庫に一定額を納付することとなる。

● 収益均てん化の動き

公営競技の収益均てん化については、昭和40年代に突然出た問題ではなく、公営競技の運営が軌道に乗り、収益を

計上できるようになると、競走場所在地周辺の一部自治体からは各種補助の要請というような形で声があがり、広い意味での均てん化問題が発生していたといえよう。

また、昭和36年のいわゆる長沼答申においても①「施行者については、都道府県単位または競技場単位につくられた一部事務組合を結成することが望ましい……」②「公営競技による収益の使途については、公営競技発足当時の実情にかんがみ、次の点を考慮する。」として、「売上の一部を関連産業等の振興に充当することとするが、そのほかに福祉事業、医療事業、スポーツ、文化関係等にもなるべく多く充当することとし、この趣旨を法律に明記すること」としている。

その結果、①についてはモーターボート競走の施行者を構成する自治体の数は昭和36年当時の71から昭和56年現在では140と大幅な増加を来たし、②については、競走法の改正が行われ、日本船舶振興会を通して助成という形で、延べ2,000億円が投入され、広い意味での均てん化が促進されてきた。

このように、広い意味での均てん化はモーターボート競走発足当時から配慮されており、多大の成果をあげてきたのであるが、ここでいう財政格差の是正的な意味あいでの均てん化問題が表面化するののは、昭和41年6月15日、日版時事通信が均てん化問題に関する記事を掲載して以来といえよう。

この収益金均てん化問題は、昭和45年度から売上の一定率を公営企業金融公庫への納入金として納め、これを基金として上下水道、交通等地方公共団体が営む公営企業債の利子補給とすることではじめて制度化を見ることになる。

その後、昭和52年2月18日、第80回国会予算委員会で、社会党の小林進衆議院議員が、「公営競技調査会答申から16年を経過した公営競技全般の見直しが必要である」と発言したことに端を発し、政府においては総理府総務長官の

私的諮問機関として、吉国一郎・地域振興整備公団総裁を座長とする「公営競技問題懇談会」を設置したのをはじめ、各党には公営競技に関する小委員会など、また、超党派の議員有志による公営競技調査議員懇談会が設置され、あらゆる角度から公営競技の見直しが行われた。

公営競技問題懇談会は、52年11月11日、第1回を開催以来16回に亘る会合と、3回に亘る現地調査を行い、54年6月21日付で総理府総務長官あてに意見書を提出した。

同意見書は、施行権および収益の均てん化について①「……一部事務組合への参加の拡大等により、公営競技による収益が地域社会の実情に適合して配分されるように努めること」②「全国的均てん化についても、収益状況等を考慮しつつ、さらに進めるように検討すること。」「公営競技の収益についてどのような方法でさらに全国的な均てん化を進めるかは、地方財政制度のあり方にもかかわる問題であり、関係官庁においてさらに検討すべきである。」③「公営競技により、その基準財政需要に比し多額の収益を得ているような場合には、近隣市町村間での均てん化のほか、交付金、納付金の高率徴収等の措置についても検討すること。」としている。

この答申の趣旨に沿いさっそく55年度から、関係省庁の指導もあってモーターボート競走の施行者においては従前にも増して地域的な均てん化の促進に協力している。

1. 全国的な均てん化

(1) 公営企業金融公庫納付金

昭和42年11月18日、各公営競技の施行者協議会事務局長が自治省財政局長室に招集され、財政局長から、「均てん化法案を本年末の国会に提出したい」として、協力を要請された。

この時の自治省案の大要は、①昭和44年度以降において、公営競技を行わない市町村は議会の議決を経て、所轄の都

道府県に対し公営競技を行う地方公共団体から、その収益の一部の配分を受けるべき旨の申し出をすることができる。

②申し出を受けた都道府県は、当該都道府県内の公営競技施行市町村と協議して、当該地方公共団体の財政需要に比し、著しく多額の収益を得ているものについて、収益の配分の措置をとる。

③収益の配分措置の内容は、(イ)公営競技施行団体については、各団体の収益のうち、当該団体の前年度の基準財政需要額の一定割合相当額まではこれを保障するものとし、これを上まわる収益がある場合にのみ、その上まわる額について配分措置を行う。(イ)の一定の割合は、都道府県については10%、市町村については20%とする。ただし、競技場所在市町村については、1ヵ所所在するものについては40%、2ヵ所所在するものについては50%とする。というものであったが、この法案は各団体から猛烈な反対があり、結局国会には提出されぬまま廃案となった。

しかし、自治省の均てん化政策推進の意志は強く、収益均てん化問題はこれで終りとはならず、翌43年には前年の基準財政需要額を基準とした案を捨て、売上の一定率（目標は1%）を拠出して、これを公営企業金融公庫にプールして、地方公営企業が行う上水道、下水道、工業用水道、交通、地下鉄等の事業投資のために借り入れる企業債の利子負担の軽減を図ろうとする案を提示した。

昭和42・43年当時は、日本経済が急激に伸びた時代で、個人所得も伸び、国民の生活水準の向上意欲が強く、全国的に都市化が進展した時代でもあったため、自治体はこの要求に応える上でも上下水道の設置を始め交通網等の整備が急がれ、公営事業は拡大される一方であった。昭和42年度当時およそ6,200事業が地方公共団体の手によって経営されていたが、その経営状態は苦しく累積赤字は1,440億円にも達していた。

一方公営競技は年々20%にもおよぶ伸び率で売上を増

加させており、収益金も年々増大し、公営競技主催自治体と一般自治体の財政格差はひらく一方であった。

自治省の構想の具体的内容（大要）は――

①公営競技施行団体は、収益の対前年度自然増収の範囲に拠出額がおさまるようにすることを目途に、売上の1%程度を拠出する。

②拠出期間は44年度以降10年間とする。

③公営企業金融公庫は拠出を受け、公庫貸付金利の引下げに運用する。

④公庫の低金利融資の対象団体には施行団体が含まれる。というものであった。

この均てん化案に対しても関係者は一致して反対したが、一方では売上の急激な増加は地方自治体の財政的アンバランスを来たしていることも事実であるとする認識もあった。

自治省もまた、昭和45年度から5ヵ年間は、売上から5億円を控除した額の0.5%とするなど、条件をゆるやかなものとしたため翌45年2月、第63回国会において関係法律

昭和54年度の利下げ措置

区 分		基準金利	利下げ幅		貸付利率
			補給金特別債	公営競技納付金	
特利対象事業	上下水道 工業用水道 市場通気ス	8.1%	0.3%	0.55%	7.25%
	公営住宅 産業廃棄物		――	0.8%	7.3%
	臨時地方道 臨時河川等 臨時高等学校		――	0.85%	7.25%
	公営企業借換債		――	0.55%	7.55%
その他			――	――	8.1%

公営企業金融公庫納付金納付概況（昭和45年度～55年度）

	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	計
納付率 (%)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	
モーター ボート	億 万円 10 2,000	億 万円 24 0,000	億 万円 30 3,000	億 万円 42 1,000	億 万円 51 3,000	億 万円 56 0,000	億 万円 84 1,000	億 万円 105 1,000	億 万円 137 0,000	億 万円 147 4,000	億 万円 155 0,000	億 万円 851 6,000
競 輪	22 8,000	26 8,000	31 0,000	41 2,000	49 0,000	48 9,000	69 7,000	83 8,000	101 9,000	108 3,000	110 4,000	693 8,000
地方競馬	14 3,000	14 2,000	20 4,000	26 8,000	32 1,000	32 9,000	47 7,000	55 9,000	68 6,000	74 8,000	74 0,000	461 6,000
オート・ レース	3 6,000	4 4,000	5 5,000	6 4,000	7 7,000	8 1,000	11 4,000	14 7,000	19 6,000	21 0,000	21 4,000	123 8,000
計	億 万円 59 9,000	億 万円 69 4,000	億 万円 87 2,000	億 万円 116 5,000	億 万円 140 1,000	億 万円 145 9,000	億 万円 212 9,000	億 万円 259 5,000	億 万円 327 1,000	億 万円 351 5,000	億 万円 360 8,000	億 万円 2130 8,000

が可決され、公営企業金融公庫に対する納付金制度が実施され、公庫は納付金を管理するため「公営企業健全化基金」を設け公営企業債の利下げにのみ使用することとした。

納付金は昭和45年度から55年度の11年間に納付率も当初の0.5%から段階的に1.0%へと増加しており、納付金累計額は2,130億円にも達し公営事業の推進、経営の健全化に大きな役割をはたしている。

(2) B&G財団を通じての均てん化

B&G財団は、青少年育成のためのさまざまなプランを持ち、これを実現するために各種事業を実施しているが、特に全国の海洋センターは原則としてモーターボート競走を始めとする他の「公営競技開催権を持たない市町村」に建設されることから、広い意味で収益金の均てん化ともなっている。

（詳細は特別事業・B&Gプランの項参照）

(3) 自治医科大学への基金拠出

自治医科大学は地域社会、特にへき地における医療の貧困、医師の不足等の事態を解消するため設置された医師養成機関のひとつで、地域医療の第一線に勤務する「信頼できる実力をそなえた」医師を育てることを目的に、特に臨床実習に重点を置いた医学教育を行っている、医科大学と

して、昭和47年4月に開校された。

同大学の設立趣旨ならびにその将来構想に賛同したモーターボート施行者協議会では、昭和47年度第2回臨時総会、で自治医科大学奨学基金として「毎年3億円、10年間拠出」を決定し、昭和49年以来年次3億円の基金拠出を行っている。

2. 地域的均てん化

前述の通り全国的な均てん化を図る一方、競走場の所在する県、周辺の市町村への均てん化についても積極的に取り組んでいる。

(1) 県への均てん化

昭和55年度における県への均てん化状況は、自治会館組合、自治振興協会等の基金等として12件6億8,604万円を拠出または出資しており、56年度は件数、金額ともにこれを大きく上回ると予想されている。

(2) 周辺市町村への均てん化

周辺市町村への各種協力金、賛助金の歴史は古くその累計額は膨大な金額となることは明らかであるが、昭和55年度を例にとると、周辺交通対策賛助金、医療事務組合割増負担金、福祉団体、体育振興事業への助成として約26億円の助成金、補助金等を拠出している。

●振興事業制度の沿革

モーターボート競走法は、その第1条で「この法律は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関および船舶用品の改良および輸出の振興並びにこれらの製造に関する事業および海難防止に関する事業の振興に寄与し、あわせて海事思想の普及および観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図るために行うモーターボート競走に関し規定するものとする。」と定めて、モーターボート競走の目的を明らかにしている。

この法律の主旨及び規定により、(財)日本船舶振興会は売上の約3.3%にあたる交付金を受け、これを財源として種々の振興業務を行っている。

その業務内容は、①造船及び造船関連工業への振興のための貸付（設備、運転資金）②造船及び造船関連工業の振興事業に対する補助、③海難防止、海事思想の普及、観光、体育、文教、社会福祉等に関する事業に対する補助、④海上気象放送、協力援助、周知啓発事業等(財)日本船舶振興会が自ら行う、いわゆる特定業務等多岐に亘っている。

交付金の額は、昭和55年度で約540億円、昭和29年からの累計では4,300億円に達しており造船業界の復興、発展に多大の貢献をしてきたのを始め、その他の分野においても重要な役割りを果している。

●交付金制度の変遷と(財)日本船舶振興会の設立

モーターボート競走開始以来今日に至るまでの交付金制度の変遷は右表の通りであり、納付先又は交付先は国庫、連合会、日本船舶振興会と変ってきている。

法制定から昭和28年度までは国庫納付金として国の一般会計に繰り入れられてきたが、昭和29年度からは財政上

のモラルから公営競技の収益金を国庫に納入することは好ましくなくして、国庫納付金制度は停止されることとなった。しかし船舶および船舶関連産業の振興をはかることは国策としても必要であるため、臨特法により連合会が納付先として定められ、連合会が運輸大臣の定める計画および指示により振興事業を行うこととなった。

交付金制度の変遷			
年月日	法	性 格	制 度
26.6.18	モーターボート競走法制定	恒 久 法	国庫納付金 ↓ 施行者 ↓ 国庫
29.6.9	自転車競技法等の臨時特例に関する法律制定	時 限 規 程	連合会納入金 ↓ 施行者 ↓ 連合会 ↓ (商工組合中央金庫)
32.6.10	モーターボート競走法の一部改正	時 限 規 程	19条交付金 ↓ 施行者 ↓ 連合会 ↓ (商工組合中央金庫) (財)日本船舶工業振興会 ↓ 施行者 ↓ 連合会 ↓ (工業振興会) (商工中金) (財)日本船舶振興会 ↓ 施行者 ↓ 振興会
37.10.1	同 上	時限規程削除	

しかしながら連合会は、地方の競走実施団体である競走会を会員とする団体であるため、役員構成その他において必然的に競走の専門的団体としての色彩が強く、振興業務のような異質の業務を併せて行うことは必ずしも適当とは考えられなかった。

このため、昭和34年には振興業務のうち特に専門的な知識を必要とする部門を担当する機関として(財)日本船舶工業振興会を設立して業務の万全を期することとなった。その後昭和36年の長沼答申を経て、昭和37年の競走法改正に際し、振興業務を専門に行う団体として同年10月1日(財)日本船舶振興会が設立され、交付金の受入れおよび振興事業を行うこととなった。

●19条交付金とそのしくみ

日本船舶振興会への交付金は、モーターボート競走法第19条に定められているところから、法20条に定められている競走会への交付金と区別して「19条交付金」と呼ばれているが、この19条交付金はさらに1号、2号に分かれており、その使途は次のように区分されている。

① 1号交付金

■モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け。

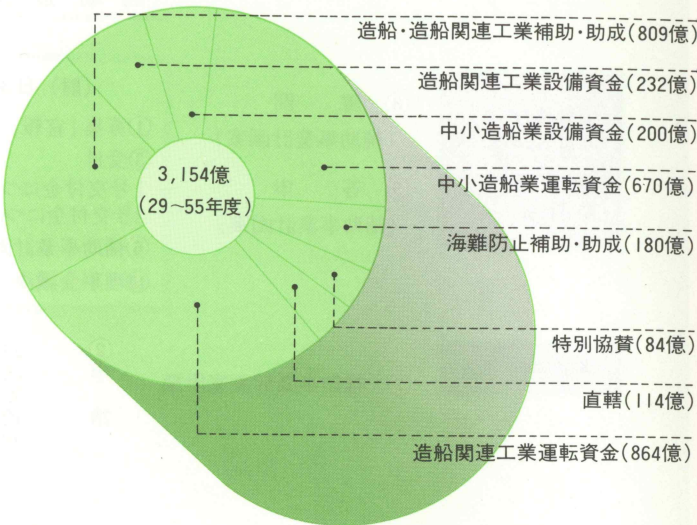
■モーターボートその他の船舶、船舶用機関および船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業並びにこれらの事業の振興を目的とする事業の補助。

■前項に掲げるものの外、モーターボートその他の船舶、船舶用機関および船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業の振興。

② 2号交付金

■海事思想の普及および観光に関する事業並びに体育事業

1号交付金により行なわれた事業

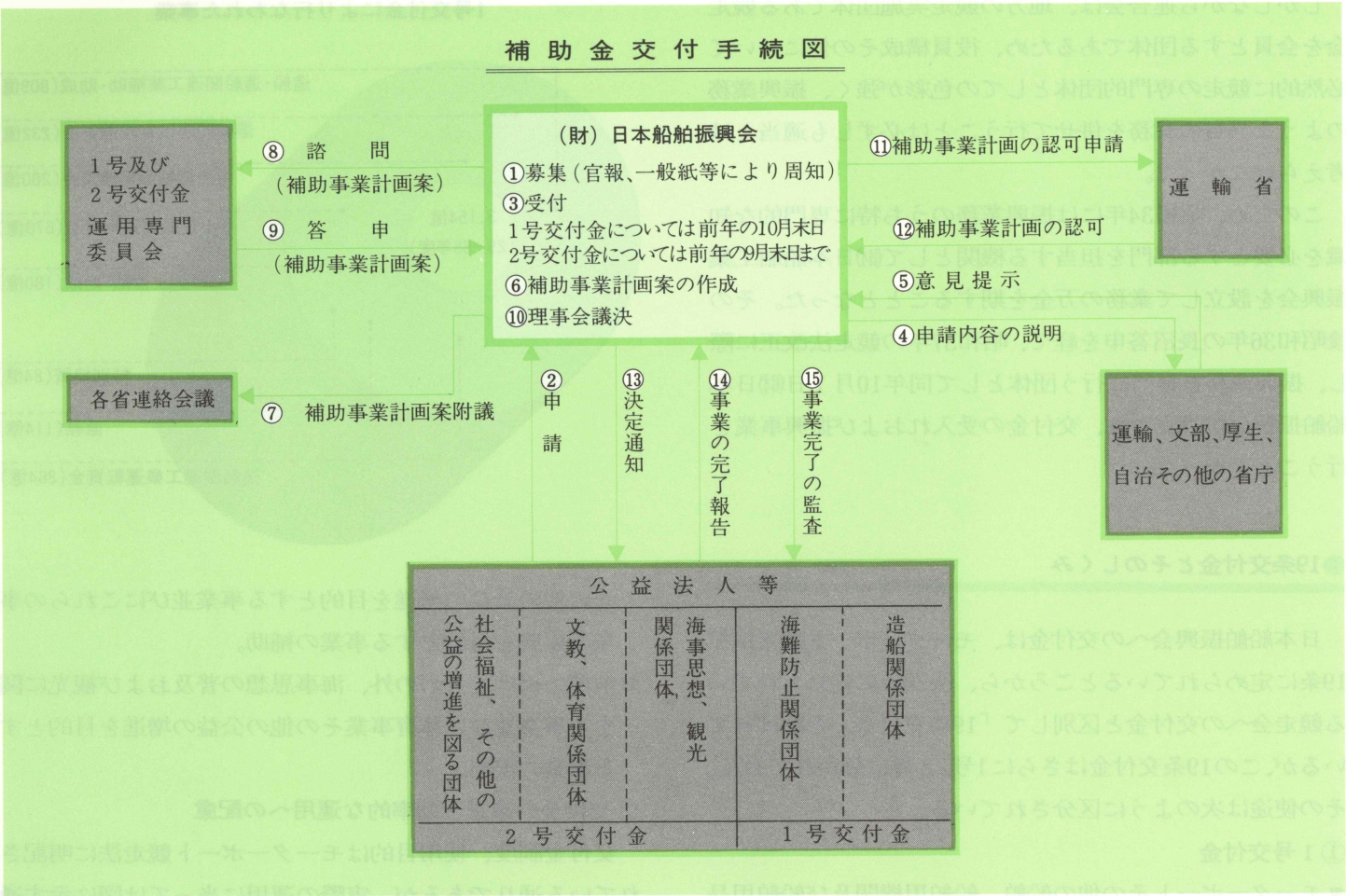


その他の公益の増進を目的とする事業並びにこれらの事業の振興を目的とする事業の補助。

■前項に掲げるものの外、海事思想の普及および観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興。

③交付金の適正・効率的な運用への配慮

交付金制度、使用目的はモーターボート競走法に明記されている通りであるが、実際の運用に当っては図に示す通り補助または貸付を受ける団体または企業が適当であるか、国家の政策に合致しているか、有効な使われ方をしていないか、等については十分に留意し具体的には、申請時の各省庁の推せん、計画案の各省連絡会議への付議、学識経験者による専門委員会及び理事会の審議等で、幾重にもチェックされ、さらに運輸大臣の認可を受けてはじめて補助金等を決定するシステムがとられており、その事業が確実に行われたかどうかについては、補助事業者からの報告書の提出、振興会による監査により確認が行われるしくみとなっている。



● 振興事業のあらまし

振興業務がどれ程役立っているかについては、総論で述べた通り日本の造船業界復興の原動力となったと評価されている程であるが、昭和29年に連合会が振興業務を行うようになって以来、昭和55年度までの補助、助成金は2,647億円、貸付累計額は1,965億円、特定業務費は486億円にも達している。

以下簡潔に補助事業等の現状を述べることにする。

① 補助・助成事業

1号交付金による補助事業は、昭和29年度に船舶および船舶関連工業に関する助成として、造船および造船関連工業等の海外宣伝用カタログの製作、頒布や船舶用小型内燃機関等の使用材料の品質向上および標準工作法に関する調査研究等に補助金を交付したのが最初であるが、昭和33年からは海難防止に関する補助事業、さらに法改正が行われた昭和37年からは2号交付金による一般公益事業に対する補助事業が開始され今日に至っている。

補助事業の主な内容は後述するとおりであるが、補助金の額は連合会が手がけた昭和29年には僅か658万円であったものが、日本船舶振興会が設立された昭和37年度には、船舶および船舶関連工業に対するもの4,530万円、海難防止に関するもの3,564万円、2号交付金によるもの4,388万円、更に昭和55年度にはこれらはそれぞれ94億9,010万円、7億5,988万円、199億6,605万円と、モーターボート競走の売上向上とともに著しく拡大し、昭和29年以来の補助金累計額は2,647億円にも達している。

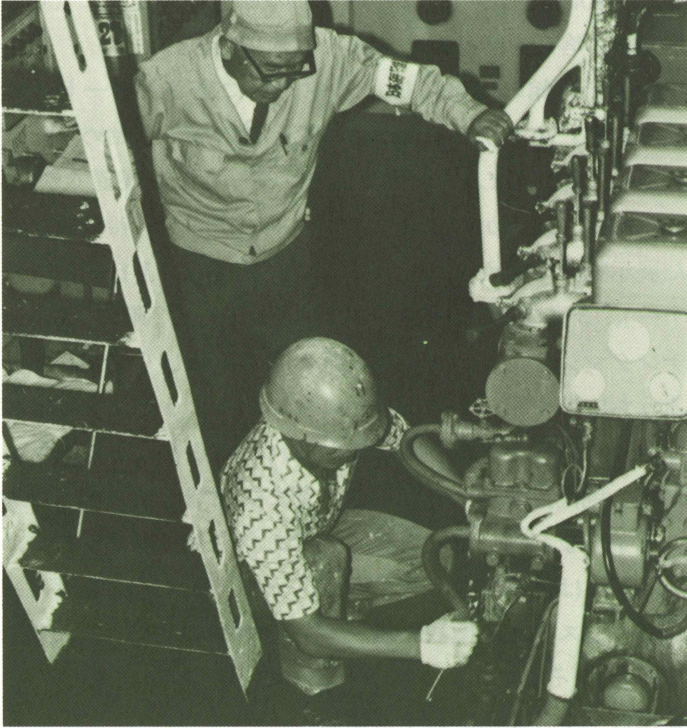
■ 造船関係事業に対する補助

造船関係団体が実施している、(イ)品質性能の改善及び技術の向上、(ロ) JIS に関する調査研究、(ハ)輸出の振興、(ニ)企業の合理化、(ホ)科学知識の普及啓発等の事業に対し補助を行うもので、たとえば、高性能半没型船舶や小型無人水中作業艇の開発、海洋汚濁防止装置の開発などの新技術の開発に、また、アルジェリア等新市場の調査、ギリシヤおよびノルウェー等における展示会の開催等輸出の振興に、船舶 JIS、国際標準化の事業の普及拡大に、あるいは中小造船関係事業の構造改善等の事業にと、この補助金は効果的に使用されている。



■ 海難防止関係事業に対する補助

より効果的な海難防止対策をたてるための調査研究、海難防止施設の整備、海難防止思想の周知宣伝及び教育指導などの事業に対して補助を行うもので、たとえば、わが国にとって重要な海上交通路であるマラッカ・シンガポール海峡の航路整備、海上流出油防止や大型船の衝突防止などのための高性能消防艇の建造や防災体整の整備等の事業に有益に活用されている。



■ 海事思想の普及、観光事業に対する補助

海洋および海事関係施設の建設たとえば船の科学館など、洋上研修の実施、外洋帆走等による海事思想の普及、等の事業を補助している。

また、観光施設の整備、観光地の美化および浄化等の事業を援助し、観光事業の水準向上および一般の美化思想の啓発にも大きく寄与している。

(船の科学館)

小、中学、高校生には修学旅行コースのひとつとして、また地方の人々には都内見物のハトバスのコースとして定着した人気を持ち、専門家の間では展示品の内容が高く評価されている船の科学館もモーターボート競走の収益金の中から補助を受けて建設されたものである。

この「船の科学館」は、昭和49年7月、東京都江東区有明の4万6千平方メートルの敷地にその風変りな姿を完成させた。財団法人日本海事科学振興財団(笹川良一会長)が、総工費40億円をかけて文字通り船の形をかたどって(6万トン級の客船を模した)造ったものである。

船の科学館の内部ではまず中央部に高さ90メートルの「展望塔」があり、ここからは東京港の様子を始め、東京タワー、霞ヶ関ビル、世界貿易センターなどが展望できる。展示室は、地下から6階まですべての空間が「船にちなんだ展示物」で埋められている。特に6階の「1日船長コーナー」、3階の「ナビゲーションコーナー」、2階の「ティーチングマシンコーナー」は人気の的で、楽しく見学しているうちに海や船の知識が自然に身につくよう細かな配慮がなされている。また各階に並べられている古代から中世、近代、現代、未来にいたるさまざまな模型、展示物、自動スライドなどは、目で見える歴史であり未来展望でもある。

ほかには付属施設として回流プール、静水プール、灯台、海底ハウス、元南極観測船「宗谷」、世界の名機「二式大型飛行艇」、それに屋外レストハウスなどがある。

■ 体育・文教事業に対する補助

各種スポーツセンター、体育館、武道館等の建設に協力すると共に海洋スポーツの推進、青少年その他一般に対する空手道、剣道、サッカーその他あらゆるスポーツの普及に補助し、体育の振興に貢献している。

文教事業では、わが国の伝統芸能である吟剣詩舞道の振興、交響楽、吹奏楽等を通じての国民音楽の振興、文化財の復元あるいは保護、青少年会館や各種文化施設の建設、



世界青少年の交流活動事業等に対して補助を行っている。

■ 社会福祉事業に対する補助

身体障害者、精神薄弱者、老人、児童、母子のための福祉施設の整備に対する補助のほか、がん治療施設や難病対策施設、血液センターなど医療関係施設の整備の補助を行うと共に、がん、難病、予防医学などの研究にと幅広く援助を行っている。



■ 防火、防犯、その他の公益事業に対する補助

救急車や消防車の整備、消防救助の技術指導、防火機器の開発、消防教育センターの建設、広報車の整備などに対し補助を行っている。また、運輸交通や気象防災システム等の開発、発展途上国に対する開発協力など、極めて広汎に亘る補助を行っている。

② 貸付業務

貸付制度は、昭和29年に発足したが、当初は国の政策に沿って設備の合理化や近代化に要する設備資金の貸付けのみであったが、その後一般運転資金や船用機器の延払輸出

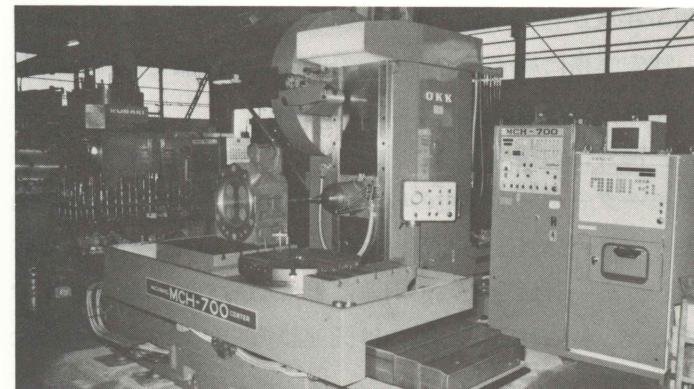
社会福祉施設への補助

施設 年度	老人ホーム	保育所	養護施設	救護施設	精神障害 児 施 設	身体障害 者 施 設	福祉センター	集団検診 センター	その他	計
38～49	65	122	44	4	77	49	30	23	82	496
50	13	37	10	4	15	7	15		10	111
51	26	54	8	3	19	13	8		15	146
52	23	52	6	2	20	11	19	2	15	150
53	24	58	5	2	19	4	15	3	13	143
54	19	51	8		13	7	12	4	10	124
計	170件	374件	81件	15件	163件	91件	99件	32件	145件	1170件
	114億7千万	108億5千万	24億8千万	8億8千万	56億3千万	54億1千万	61億1千万	10億4千万	76億6千万	515億6千万

資金、船舶建造資金、不況対策資金など緊急に必要な運転資金も貸付けることとなった。貸付対象は中小造船関係事業者とし、銀行その他の金融機関を通じて長期低利(設備資金 10年以内・金利5%、運転資金5年以内・金利4.5%)で資金を貸付けている。

貸付けの取扱金融機関は、信用組合、信用金庫、相互銀行、都市銀行等、北海道から沖縄まで全国津々浦々に亘っている。

昭和55年度末における貸付状況は、貸付企業1412社(うち中小造船業512企業、中小造船関連工業900企業)、貸付残総額は970億円余となっている。これらの企業は、全国各地方に所在し我国の地場産業の中心的な存在で地域経済発展



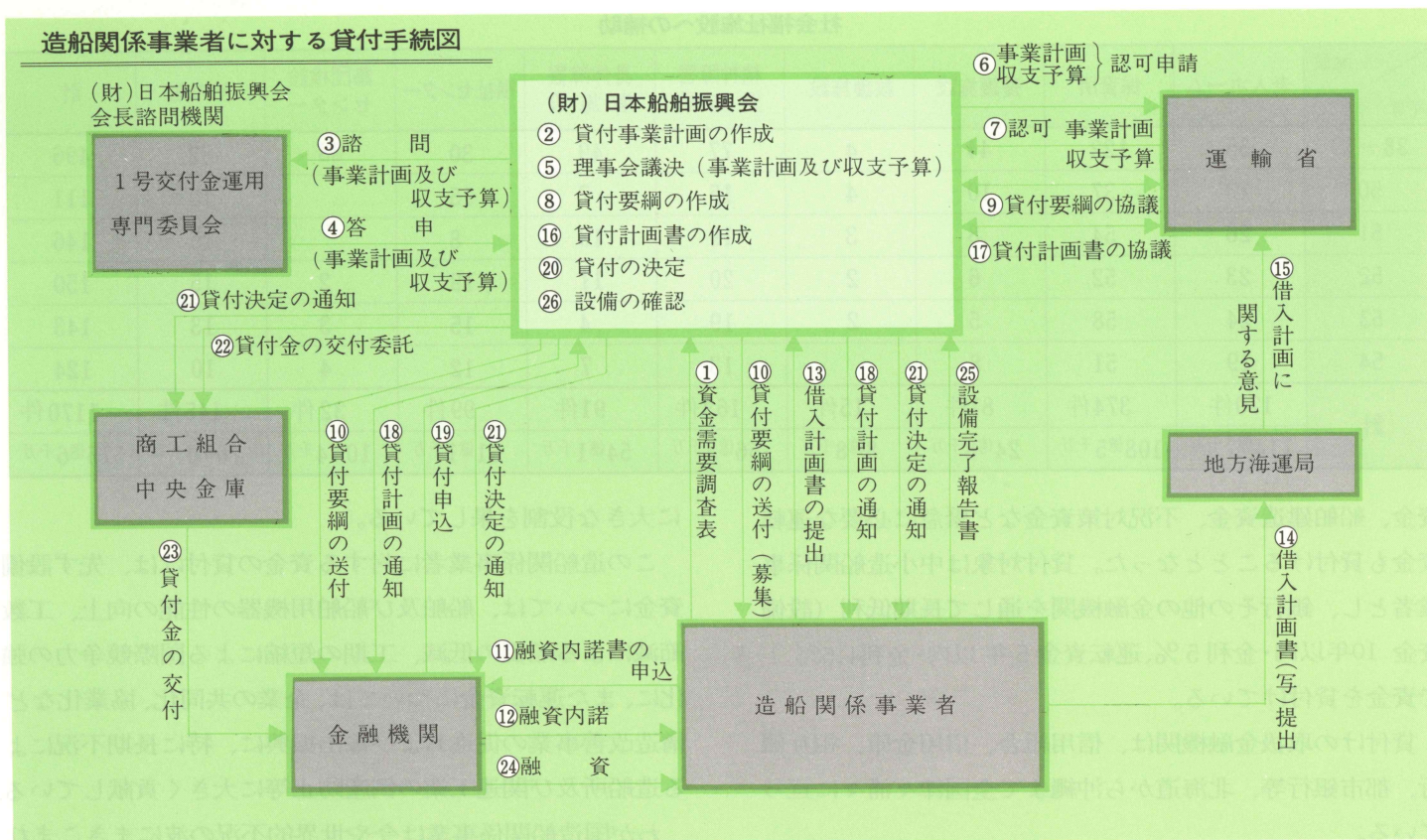
に大きな役割を果している。

この造船関係事業者に対する資金の貸付けは、先ず設備資金については、船舶及び船舶用機器の性能の向上、工数節減による船価の低減、工期の短縮による国際競争力の強化に、また運転資金については、企業の共同化、協業化など構造改善事業の促進および輸出振興に、特に長期不況による造船所及び関連工業の倒産防止等に大きく貢献している。

わが国造船関係事業は今や世界的不況の波にまきこまれて長期低迷の様相から漸く脱しようとしているが、今後の発展途上国の追いあげ等を考えると、中小造船関係事業者に対する金融対策としてこの貸付制度の必要性はますます増大している。

③ 特定業務

特定業務とは、造船関係、海難防止、海事思想普及、観光、体育、文教、社会福祉その他の公益に関する事業で、補助業務または貸付業務以外のものを言う。例えば、大規模の災害が発生した場合の救援や、外国政府または国連機関等に対する協力援助(協力援助事業)のように、補助になじまない業務、あるいは日本船舶振興会自身がテレビやラジオのスポンサー、新聞の広告主となって、青少年育成や造船業の実態周知等を目的とするCMを流したり、広告



を掲載したりする業務（周知啓発事業）、またはラジオによって海上気象放送を行う業務のように、日本船舶振興会が自ら行い、または他に委託して行う業務である。

特定業務の実施に当っては毎年、事業計画、予算について運輸大臣の認可が必要とされることは、補助業務、貸付



業務と同様であり、さらに特定業務については、初めて開始するとき、業務の内容などについて、運輸大臣の認可を得なければならないことになっている。

特定業務も年々拡大を続け、昭和55年度には78億円、昭和37年度からの累計では312億円の事業が行われている。

特定業務に属するもので国際的に高い評価を得ている事業や身近な事業は次のとおりである。

1) 海外協力援助

モーターボート競走の収益金が国内のみでなく国連諸機関をはじめ諸外国の教育、文化、医療、福祉等に幅広く貢献し、高い評価を受けていることは総論で述べたとおりであるが、特に注目されるのは国連諸機関に対する貢献の大きさである。

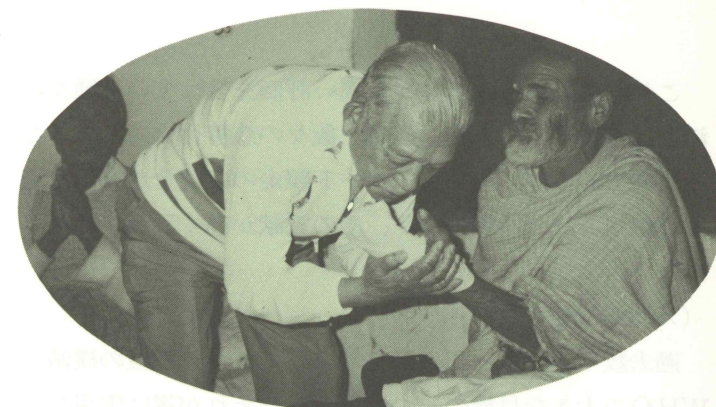
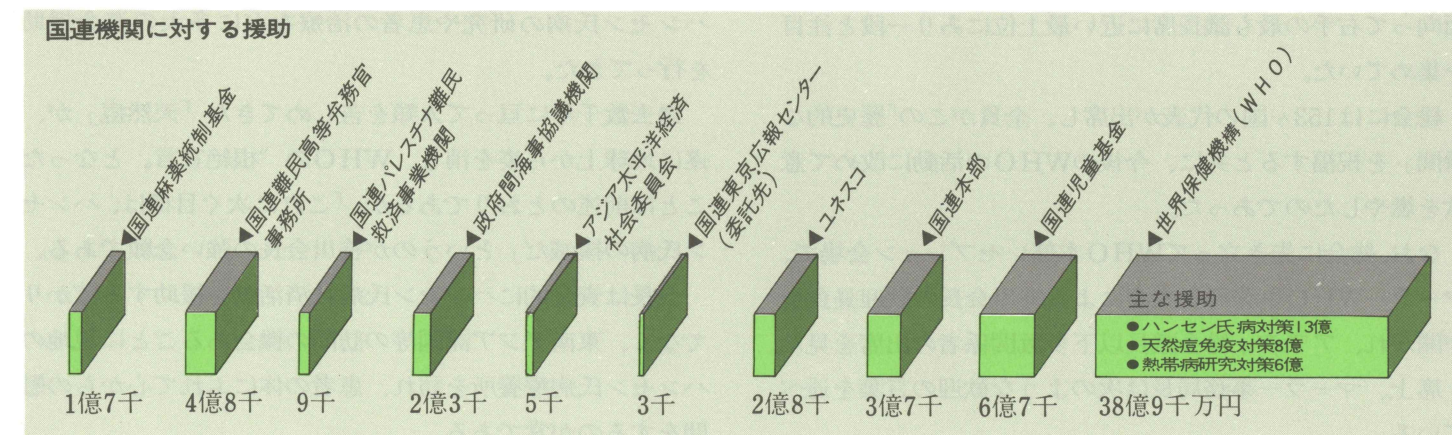
昭和50年度から開始されたWHOに対する各種の援助は、昭和55年度までの累計で、ハンセン氏病救済対策13億、天然痘対策8億、熱帯病対策6億4,000万円等39億円にも達しており、その他の機関に対する協力援助24億円を含めると総額63億円にも達する。

また諸外国に対しても人口問題、日本との相互理解、各種医療施設、災害援助、難民救済等に対し総額57億円にのぼる協力援助を行っている。

これらの諸活動に対し、昭和54年4月19日、国連本部、世界保健機構（WHO）、国連児童基金（UNICEF）、国連人口活動基金（UNFPA）の国連4機関は笹川会長をニューヨークの国連本部に招き、異例の感謝レセプションを行った。このレセプションは、笹川会長が永年にわたり国連諸機関に多大の貢献をしてきていることに対し、感謝するとともに、会長の80才の誕生日を祝うために開かれたものであった。

このレセプションには、ワルトハイム国連事務総長をはじめ、国連本部役員、阿部国連大使ら国連代表部員など250名が出席し盛大に挙行された。席上、ワルトハイム事務総長は、同氏以下4人の国連幹部名連記の感謝状を贈り、笹川会長の永年にわたる貢献を称えている。

続いて5月23日にはスイスのWHO本部に笹川会長の



胸像が建立され、その除幕式が行われた。これは、世界の天然痘根絶、救ライ事業、寄生虫撲滅などのために多大の貢献をした笹川会長の栄誉を称え、胸像を建立し永世表彰をしたものであった。

WHO本部に胸像が建立されたのは世界で4人目であるが、WHOの活動および人類の福祉に対しよほどの貢献をなし遂げた人でない限り実現しない、極めてまれな荣誉である。これまでに同本部に設置されている胸像は、①ピグーイア女神(健康の女神)、②第1回WHO総会議長アンドリア・スタンバ氏、③カンタキユジノ氏(医学者)④キューリー夫人であるが、うち1つは女神像であるから実在の人物としてその荣誉に輝いたのは笹川会長を入れてわずか4人。それも、現存者としては世界の44億人のうちただ1人である。

これ程までに国際社会から高い評価を受けている種々の活動は笹川会長の人格、識見、数々の慈善行為によるところが大であるが、モーターボート競走の収益金が有効、適切に使用された結果であり、その貢献が高く評価されたものといえよう。

(天然痘根絶宣言)

過去数千年に亘って人類を悩ましてきた天然痘の撲滅はWHOの大きな目標の一つであった。それが遂に実現し、昭和54年5月スイスのジュネーブで行われた第33回世界保健機構(WHO)総会において、「天然痘根絶宣言」が行われた。

この日総会議長に選ばれたクウェートのアワディ厚生大臣は、開会の言葉の中で天然痘の根絶に傾けたWHO加盟国の努力を称賛し、1977年10月に最後の天然痘患者がソマリアで発見されて以来30ヵ月に亘って患者の新発生がなかったことをあげ、専門委員会のさまざまな検討によって、世界各国から天然痘が根絶したことを宣言するこの総会の意義の深さについて述べた。そして、特に財団法人日本船舶振興会と笹川会長の貢献に対して心からの謝辞を述べ、盛んな拍手をおくられたのであった。

この総会に特に招待された笹川会長は、各国政府代表にまじってただ1人の民間人であったが、会場での席は、正面向って右手の最も議長席に近い最上位にあり一段と注目を集めていた。

総会には153ヶ国の代表が出席し、全員がこの「歴史的な瞬間」を祝福すると共に、今後のWHOの活動に改めて意欲を燃やしたのであった。

なお、総会に先き立ってWHO本部レセプション会場で、マラーWHO事務局長夫妻による笹川会長の歓迎昼食会が開かれ、アワディ総会議長以下多数関係者の出席を見た。

席上、マラー事務局長は次のような歓迎の言葉を述べている。



「天然痘根絶宣言という輝かしい日を迎えることができたのはまことに喜ばしい。これは各国の努力がようやく実った結果ではあるが、特に日本船舶振興会の協力と笹川会長のリーダーシップは、希望を与える大きな光であった。日本船舶振興会の援助は、天然痘の根絶に最も必要な時期にタイミングよくなされ、まことに効果的であった。」

(ハンセン氏病救済活動)

ハンセン氏病は、現在の地球上に存在する最大の業病といわれ、現在世界で4,000万人が罹病していると推定されている。

笹川会長はこの業病の撲滅に20数年も前から情熱を燃やしており、(財)日本船舶振興会は、WHOを通じて毎年、ハンセン氏病の研究や患者の治療などに多大の資金援助を行ってきた。

過去数千年に亘って人類を苦しめてきた「天然痘」が、遂に地球上から姿を消し、WHOの「根絶宣言」となったことは前述のとおりであるが、「これに次ぐ目標は、ハンセン氏病の撲滅だ」というのが笹川会長の強い念願である。

会長は資金的にハンセン氏病救済活動を援助するばかりでなく、東南アジア諸国等の訪問の機会あるごとに現地のハンセン氏病療養所を訪れ、患者の体にふれて心からの慰問をするのが常である。

「人類最大の敵は病気であり、その中でも人間に一番いみきられるのがハンセン氏病である。ハンセン氏病患者は、哀れにも祖先の刑罰を一身に負わされているという迷信の結果、治療に応じない医師もあるように聞いている。ハンセン氏病は簡単な伝染病であり、早期に診療を受け、治療すれば生命をうばわれることはない。……医師はもちろん44億全人類に対し、世界ハンセン氏病撲滅運動の大進軍を起こすことを呼びかけたい。」——笹川良一

(米日財団)

昭和55年10月、日米両国の相互理解と文化交流の促進を目的とし、ニューヨーク州非営利法人法に基づいて「米日財団(United States - Japan Foundation)」が設立された。これに対し日本船舶振興会では協力援助事業の一環として、その基金設立および事業活動に積極的な協力援助をすることとなった。

初年度分として56年3月、25億円を拠出し、以後4年間で基金目標額100億円に達するまで援助を継続することを決定した。これが達成されると、現存する日米関係に関する財団としては最大の規模のものとなる。この財団の活動によって、日米両国間により強いきずなど友好が得られ、

国際親善と世界平和の確立にも貢献するものと、日米両国各界が寄せる期待は大きい。

(ドレーパー世界人口基金)

ウィリアム・H・ドレーパー氏は、昭和23年、米国の対日賠償調査団一行の団長として来日、帰国後、「敗戦国日本を自立させ、東洋の工場として極東の安定に貢献させるべきである。」とのドレーパー報告をまとめ、日本からの賠償の廃止を推し進めたばかりか対日援助に工業原材料の綿花、鉄などを加えるよう、当時の米国トルーマン大統領に勧告するなど戦後の日本復興に大きな役割りを果たした。

その後は家族計画及び人口問題に力を入れ、氏の努力の結果、国際家族計画連盟は国際機関に拡大され、米国議会及び大統領の支持により、国連人口活動基金が設立され、1974年は人口年と指定されたが、同年12月26日に死去された。

そこで、世界の人口問題を憂慮する著名人と人口危機委員会は、故ドレーパー氏の遺業を継いで「ドレーパー世界人口基金」を設立した。基金への寄付金は、ドレーパー氏が晩年最も熱を入れて活動を支えた2つの私設機関——国際家族計画連盟と人口危機委員会——に配分され、世界の人口増加を緩和させ、人口問題を栄養、保健、農業、環境、

米日財団の事業内容

対人活動	(イ) 国会議員の交換訪問 (ロ) 政治家、労働組合幹部、ビジネスマン、ジャーナリスト、教育者等の研修訪問 (ハ) 姉妹都市の友好関係促進 (ニ) 若い芸術家、教育者、ジャーナリストその他の実習及び見習	(ホ) 美術展覧会、文学の翻訳劇、舞踊、音楽及び映画等の文化的行事 (ヘ) 日本側又は、日本に関する諸計画の米国に於ける公開テレビ放送 (ト) 上記何れかに関連を有し、相互の国民の建設的関係の為日米協力を促進する活動
	研究活動	(ロ) 相互の国の商業、法律、建築、都市計画その他を専攻する専門分野の大学院生教育 (ハ) 米国人の日本語学習 (ニ) 相互の国の全日制学校で学ぶための給費及び育英制度 (ホ) 上記の何れかに関連を有し、相互の国民の建設的関係のための日米協力を促進する諸活動

海外協力援助実績一覧（昭和55年度までの累計）			
項 目	援 助 内 容	援 助 額	対 象 機 関 ・ 国 名
国際連合に対する協力援助	難民救済、健康保健対策、教育、海事関係等	62億 9,900万円	国連本部、WHO、UNICEF、UNESCO、UNHCR、UNFDAC他
医療・保健・衛生・社会福祉関係の協力援助	家族計画、人口問題、環境問題、らい病院建設、養老院建設等	19億 7,000万円	米国、ブラジル連邦共和国、大韓民国、フィリピン共和国、シンガポール、スウェーデン、他16ヶ国
国際協力・国際親善の促進の為の協力援助	日本人会に対するスクールバス寄贈、米日財団、日本研究機関、文化施設等	28億 3,200万円	米国、アルゼンチン共和国、中華人民共和国、ノルウェー王国、ケニア共和国、他24ヶ国
船舶・海洋関係の協力援助	研究者派遣協力、海上安全航行のための基金	8億 1,900万円	米国(ミシガン大学・スティブンス工科大学等)、インドネシア共和国、マレーシア、シンガポール共和国

開発及び女性の地位向上と効果的に結びつけ、現在、家族計画を知らず、その恩恵に浴していない数億の人々に必要な知識と方法を提供するための諸活動に対する援助及び援助活動を行うことにした。

従来から人口問題に関心を持っていた笹川会長はこれを知ると、日本船舶振興会および大阪府モーターボート競走会より2億円を拠出し同基金設立に協力したが、この拠出は世界に先駆けるものであり、ドレーパー基金関係者とはもとより国連等国際機関関係者を大いに感激させ勇気づけることとなり、同財団の名誉創立者に推されることになった。

日本船舶振興会は、その後も同基金に対する基金の拠出を続け、昭和55年度までの累計は9億2,000万円にも達している。(病院施設建設等に対する協力援助)

日本船舶振興会の海外への協力援助は前述したもののほか、病院設備、養護設備、教育資材等の寄付、医療関係の学会、医療、国際関係、国際平和、日本研究への協力援助、教育資材の援助など幅広く、多岐にわたりその有効、適切な協力は国際的に高い評価を得ている。

(在留邦人協会等への援助)

資源の乏しい日本が今日の豊かな社会を維持し、発展していくためには貿易による他はなく、従って海外で活躍する日本人は世界のすみずみまで広がっている。

これら海外で働く人達の最大の悩みは子女教育とコミュニケーションづくりの場所がないことであるといっても過

言でないほどに重要な問題である。教育関係では言葉、教育制度、日本との格差等を解決するためある程度日本人が居住している国では日本人学校を設けているが、学校が遠いと通学が困難であるとか治安上の問題等があるため、スクールバスの寄贈を中心とした援助を行い、コミュニケーションづくりの場の不足に悩む在留邦人協会等には文化センターの建設、その他各種資金の援助等を行い、現地日本人から感謝されている。

(災害援助)

世界各国に発生した地震、台風、火災等の災害に対する援助も遠い日本からの支援として緊急医療、食料、衣類の調達等のため有効に使われ、被災者から感謝されているばかりでなく日本の国際親善の上でも大きく貢献している。

災害名	援 助 額	対 象 国
地 震	5,530万円	トルコ、中米ニカラグア、メキシコ、グアテマラ、イタリア、インドネシア、ミングナオ、ルーマニア、イラン、ユーゴスラビア、アルジェリア、中華人民共和国、トルコ
洪 水	490万円	フィリピン、トンガ、バングラデシュ、韓国、ブラジル、インドネシア、インド
その他	地滑り 41万円 台風 1,111万円	ベルー、ネパール ホンデュラス、インド

2)宇宙科学博覧会

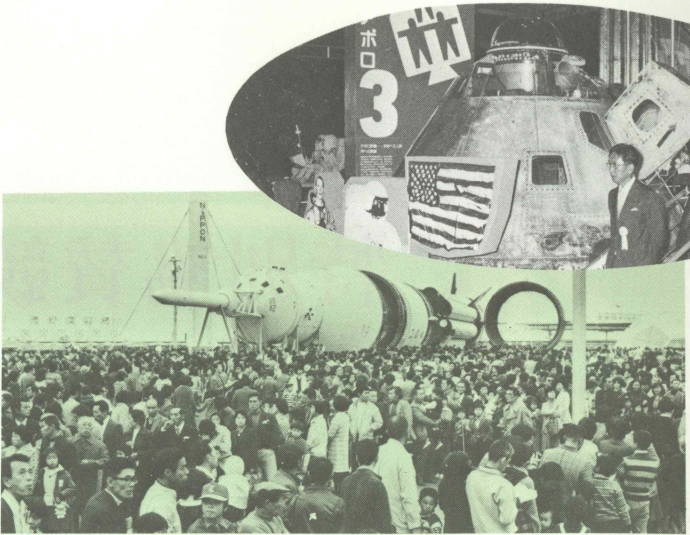
昭和53年7月16日から54年1月15日までの184日間を第1期、同年3月24日から9月2日までの163日間を第2期として東京、江東区有明の「船の科学館」及びその周辺を会場として開催された宇宙科学博覧会が延べ1,100万人を突破する入場者を記録し大盛況のうちに幕を閉じたことはまだ記憶に新しい。

この大宇宙博は「宇宙——人類の夢と希望」をテーマに「人々が人類の平和と繁栄を望むとき、宇宙科学の平和利用がいかに不可欠であるかを、目で見え確かめ、理解させるため」に計画されたもので、宇宙開発の最先端をゆくアメリカ合衆国の、「国宝級」ともいえる宇宙開発諸段階の機器、資料が初めて海を渡り日本へやって来た。あわせて日本における宇宙開発の実績と将来を示す記録など、学術的に貴重であるばかりでなく、青少年に限りない夢を与える展示品が広い会場をうずめた。

なにごととも開放的なNASA(米航空宇宙局)も国内においてさえ一般公開されていない展示物を日本に貸し出すことについては反対もあったようであるが、笹川会長を中心とする関係者の熱意とかずかずの実績にもとづく国際的な評価がついにそれを可能とし、世界最大の宇宙博が実現した。

アポロ16号が採集した「月の石」、月面車、スペースシャトル、数々のロケット、アイマックス等が子供達の人気を呼び、第1期551万4,658名と多数の入場者があったにもかかわらず、「まだ見ていない、もう一度見たい」と期間延長の声がしきりであった。

昭和54年が「国際児童年」という意義深い年であったところから、NASAの特別の了解を得て、3月24日から9月2日まで163日間を第2期として「国際児童年協賛、宇宙科学博覧会」が「わが子への愛を世界のどの子にも」という国際児童年のテーマを加えて開催され、561万8,976名と第



1期を上回る入場者を記録し、1年余にわたるロングランはピリオドを打った。

モーターボート競走業界は、この機会をはずせば日本では2度と見られない博覧会を一人でも多くの人々に見てもらおうと宇宙博の趣旨に賛同し、日本船舶振興会が38億円の資金援助を行ったのをはじめ、各地モーターボート競走施行者等から18億円の資金援助を行ったほか、全国19ヵ所の競走会など全国のモーターボート競走関係諸団体は、宇宙博後援推進本部を設立、各地で広報活動を行い、手広く積極的な観客誘致を行い、宇宙博入場者1,100万人突破の原動力となった。

3)周知啓発事業

周知啓発事業とは、テレビ、映画、新聞、雑誌等を利用して、造船および造船関連工業を始め、海難防止、海事思想の普及、観光、体育、文教、社会福祉等に関する事項の広報を行い、国民の理解と関心を喚起し、または青少年に対する体育および徳育の推進、その他社会啓発を図るため種々の事業を行っている。

4)海上気象放送事業

海上気象放送事業とは、出漁船舶および一般航行船舶や海事関係者に対して、正確な海上気象状況や、海難防止に関する解説などを周知するため、日本船舶振興会が(株)日本短波放送に委託してラジオを通じて毎日定時にこれを放送し、海運漁業関係者等から感謝されている。

4

特別協賛競走による事業

モーターボート競走の収益金についてはこれまで述べてきたとおりであるが、その他に施行規則で定められた開催日数の制限をこえて特別協賛競走を開催し、その収益金により各種の事業に協賛している。

モーターボート競走では、施行規則第3条の4において特別協賛競走の開催要件を次のように定めている。

「施行者は、運輸大臣の承認を受けて、次に掲げる事業で運輸大臣が告示で指定する競走については、開催日数の範囲をこえて競走を開催することができるとして、①国際博覧会に関する条約（昭和40年条約第2号）の適用を受ける国際博覧会で海洋に係る文化及び産業の発展に資することを目的とするもの。②体験航海、海洋訓練、海洋競技大会その他の実践的活動を通じて行う海事思想の普及事業で主として青少年を対象とするもの。」を、掲げている。

①に該当する競走としては日本万国博覧会特別協賛競走、沖縄国際海洋博覧会特別協賛競走があり、②に該当する競走にはB&G特別協賛競走がある。各事業内容は次のとおりである。

● 日本万国博覧会

日本初の万国博覧会は、昭和45年3月15日から9月13日までの約6ヵ月間、大阪府吹田市の千里丘陵で華々しく開催された。会場の広さは330万平方メートル、参加団体は、外国政府76、国際機構4、外国の州6、都市3、政庁1、外国の企業2の計92、日本からは政府、公共団体公社3、民間企業団体28の計32という大規模なものであった。

日本万国博覧会関係閣僚協議会は、「世界の国々がその国の伝統と産業文化の交流を深め、世界の平和と繁



栄に寄与すること」を目的としたこの一大イベントを、できるだけ多くの国民に観て欲しいとの意向から、「入場料」についてもでき得る限り安くしたいと考え、従来からの拠出に加え各公営競技に20数億円の拠出を要請した。

モーターボート競走関係団体はこの趣旨に賛同して、積極的に協力することを約束、要請のあった金額のうち20億円を拠出すると決定した。この資金を確保するため運輸省では、「通常の競走のわくをこえて、万博協賛レースの開催をすることができるよう、「モーターボート競走法施行規則の特例に関する省令」（43年11月1日）を公布した。

この省令に基づいて、延べ179日の万博協賛競走を実施し、開催のために要した最小限の実費を除く収益金と、その間の利子をも含めた21億円余の協賛金を拠出した。

一方、連合会、施行者協議会、施設所有者協議会、

船舶振興会は、4 者にて「モーターボート競走関係万博協賛会」を設立し、万博協賛の推進につとめた。

かくして、万博開催を目前にした昭和45年3月10日、東京のホテルニューオータニで「寄付金贈呈式」が行われた。贈呈式には各大臣代理の出席もあり、政府機関の代表として“助成”が達成された喜びを述べると共にモーターボート万博協賛会を讃えた。

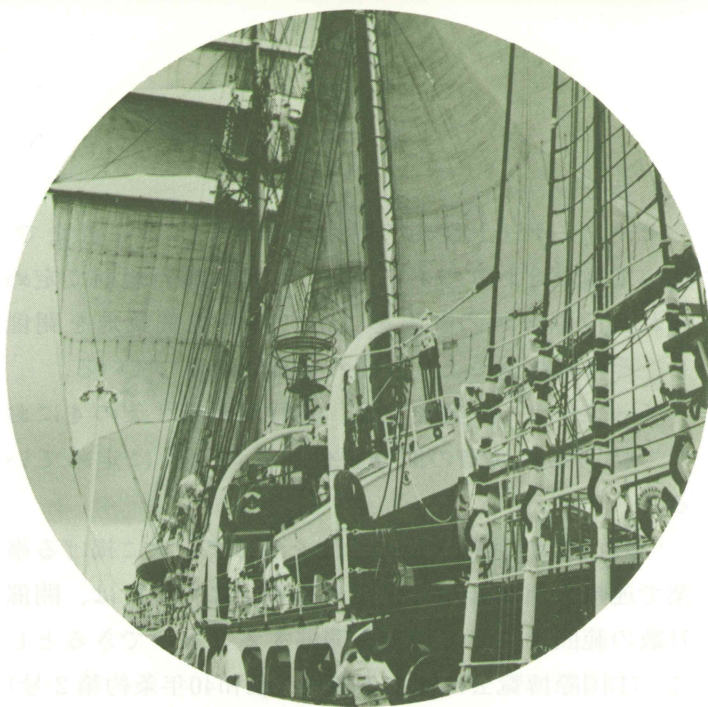
協賛競走による寄付金は主として「入場料の低減」のために活かされ、大人800円、子ども400円の入場料の実現に大きく貢献した。

日本万国博覧会は、会期183日間に延べ621万8,770人が入場し、これまでの記録であった1967年のモントリオール万国博の入場者170万人をはるかに上回る入場数となり、規模の上、入場者ともに史上最高の万博となった。

● 沖縄国際海洋博覧会

沖縄国際海洋博は、沖縄の本土復帰記念3大事業の1つとして計画されたもので、昭和50年7月から、沖縄の美しい亜熱帯の海を舞台に開催された。テーマは、「海——その望ましい未来」。海と人とのかわりあいとその未来への探究を行うというもので、海洋を対象とする国際博覧会としては世界で初めてのものであった。いろいろな分野のものを展示する一般博とはいささか趣を異にするわけであるが、一般博との大きな違いのひとつにパビリオンの開催国準備がある。つまり、一般博ではそれぞれの参加国が自国の費用でパビリオンを建設、展示することになっているが、こうした「特別博」では開催国がすべてこれを準備するよう決められている。

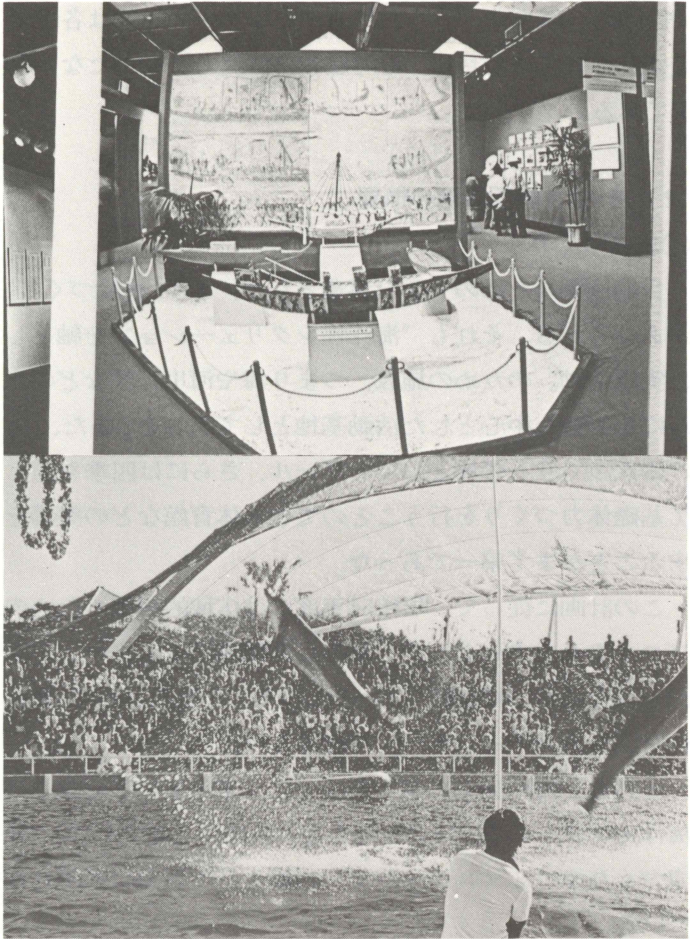
また、一般博では、会期終了後6ヵ月以内にパビリオ



ンなどの建物を撤去することが規定で義務づけられているが特別博は閉会后、いろいろな施設をそのまま残すことができ、あとでそれらを有効に利用できるという特徴をもつ。(沖縄海洋博終了後も会場の一部はそのまま残され、沖縄海洋センターなど幅広く活用されている。)

モーターボート競走関係団体では、この沖縄国際海洋博開催に最大限の協力をすることを決め、特別協賛競走を開催、その収益金を海洋博協賛金として拠出した。その金額は18億円、船舶振興会からの拠出を合すると総額では30億円にも達した。

さて、こうして期待のうちに華やかな幕をあけた海洋博であるが、その会場は沖縄本島北部の本部半島の一角で、陸海合せて100万平方メートル。このうち66万平方メートルは陸地で、沖縄の自然を活かし亜熱帯性の樹木や草花で彩られた公園の中には種々の趣向をこらした施設が配置された。しかしなんといっても一番の魅力は、沖縄の海の美しさであった。その透明度は世界的にも第一級で、ところどころに美しい珊瑚礁が隆起し、水の深さに応じて七色の変化を見せる……底知れぬ海の魅力を存分に見せてくれた催しであった。



沖縄海洋博への出展参加は、日本政府と35の外国政府および3国際機関が、また非公式参加として1つの自治領が出展、さらに沖縄県および7つの民間企業グループも出展した。入場者数延べ348万人を記録して、昭和51年1月18日その幕を閉じた。

● B & G 財団

1) B & G プランの誕生

わが国の四囲をめぐる青い海—ブルー・シー (Blue-Sea) と、これに続く緑の大地—グリーン・ランド (Green-

Land) を場とし、青少年を中心とする国民すべてに、海洋性レクリエーションを主とした実践活動を通じて心身を鍛練し、体力の向上をはかると共に豊かな人間性を養い、同時に海についての関心を深めてもらう……「B & G プラン」はこうした趣旨のもとに昭和46年、「モーターボート競走法制定20周年」を記念する事業のひとつとして誕生した。

「海国日本に関心と誇りを持つ青少年を育て、海事思想の普及をはかり、豊かな人間性と強い肉体、広い世界観を持って未来の日本を、世界を、リードしてもらいたい」とは、笹川良一会長自身の永年の夢でもあった。

しかし、戦後の目ざましい経済復興とは裏腹に、青少年の育成、とりわけその“心と身体とをバランスよく鍛練”する気風、環境というものは日々うすれてきており、その結果、青少年のノイローゼや非行、犯罪の増加、体位は向上しても体力は低下する、などさまざまな心身の弊害が随処に現われていた。こうした事実に関心を痛めていた笹川会長は、自ら中心となって、西独におけるゴールデンプラン等を研究、その成果を結集させて“青少年の健全育成と海事思想の普及”を目的とする『B & G プラン』を創案したのである。





このプランは、モーターボート競走関係諸団体の全面的な賛同を得て発表されたが、プランの規模があまりにも大きく、実現には膨大な資金を要するなど解決すべき問題も多かったためB&G財団が設立されるまでには1年余の期間を要した。

昭和48年3月、B&Gプランを推進する団体として財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団が正式に認可され発足したが、当時の寄付行為は、青少年に対する海洋性レクリエーションに関する調査研究、および指導者の養成を行うというもので、基本財産もわずかに2,000万円という団体であった。

モーターボート競走関係者は、日本の将来のためにもぜひともこのプランを縮小させることなく実現させようと資金確保の道を模索し、運輸省の指導よろしきを得て、昭和48年11月、モーターボート競走施行規則の一部改正が行われ、沖縄海洋博およびB&G財団に対する特別協賛競走を開催できることとなった。

特別協賛競走を実施した場合、施行者、競走会、連合会、振興会、施設会社は、原則として競走の実施に要した費用を除いて、その収益金を拠出し、協賛競走が実施できない施行者、競走会も趣旨に賛同する意味で相当の拠出をすることとなった。

B&G財団の活動状況は以下に紹介する通りであるが、

同財団の各種事業、とりわけ海洋センターの建設は各地で大変な好評を得ており、その建設希望はあとをたない状況である。

2) B & G 財団活動の概要

①施設づくり

目的達成のための大きな事業として、まず「施設づくり」があげられる。それも「海洋性レクリエーションを軸とした実践活動、のための施設、つまり海や河川、湖などの水辺に舟艇類を中心とした活動基地として艇庫を、また、「泳げる人づくり」の場としてのプール、さらには四季を通じて基礎体力づくりを行うことのできる体育館などの整備をすることがまず第一であった。

この計画に従って、昭和51年度には広域的利用のためのブロックセンターとして「B&G沖縄海洋センター」が開設されたほか、地域海洋センターのモデル施設として「B&G財団大台海洋センター」を建設した。

その後、昭和56年の第7期までに、完成または建設中の海洋センターの数は117ヵ所となり各地で多数の住民の健康づくりやコミュニケーションの場として活発に利用されている。

地域海洋センターには、艇庫、体育館、第2体育館、プール、多目的運動広場などの施設があり、それぞれが地域の実状に合せて計画的かつ合理的に建設され、運営されている。(昭和55年度以降は、プール、艇庫、体育館の組合せにより建設されている。)。一方ブロックセンターは、この地域センターの施設内容にさらに宿泊施設が加えられていて、近隣の人々が日常的に利用するほか、合宿研修訓練、週末や休暇中の滞在利用など、広い範囲に亘って利用されており、同時に指導者養成施設としての機能をも併せ持っている。

現在第7期(昭和56年度)の建設が始まっているが、建設希望が102ヵ所にもものぼったため、数回の専門委員会施

設部会を開催して書類審査および2回に亘る現地調査を実施し施設部会の答申を得、理事会の決議を経てようやく建設が決定したという状況であった。

②指導者づくり

B&Gプランに基づいて造られた施設等を有効かつ広く活用してもらうため、財団では海洋スポーツの実技指導などを主内容とした独自の指導者「育成士」を養成している。

考えるまでもなく社会体育振興に一番必要とされる施設とは、「居住地に使い易い施設があり、そこに指導者が常勤していること、であろう。しかもこの施設で働く人はすべて、居住民の健康と文化的生活に対して助言できる指導者でもあらねばならない。つまりここでいう「育成士」とは、海洋センター等の施設に常勤し、又はボランティアとして管理運営、海洋スポーツの指導にあたる者をいうのである。また町ぐるみ全住民が、スポーツを実践するための、「スポーツへのいざない役」が重要な仕事となっている。

現在行われている指導者養成は次の通りである。

(イ)センター育成士

地域海洋センターに常勤するため地域海洋センターの建設が決定した市町村から推薦された者で、海洋スポーツを中心とした実技と体育理論、運動生理、レクリエーション指導、センターの管理運営など専門的内容の教科を修めるためB&G沖縄海洋センターで3ヵ月の合宿訓練を行った者。

(ロ)1・2級育成士

地域海洋センター等でボランティアとしてセンター育成士を助け、スポーツ技術指導や利用者の世話をする育成士である。1級育成士とは、2級育成士の資格と4級以上の小型船舶操縦士の資格を有する者で10～14日間の研修を行い専門知識を習得した者である。2級育成士とは、初級育成士かまたは市町村長の推薦を受けた20才以上の者で5日～7日間にわたり海洋性スポーツの実技と理論、また指導等の研修を受け習得した者である。特殊育成士とは、

プール施設の管理運営並びに指導に関し専門的な知識、技能を20日～1ヵ月間の研修により習得した者である。

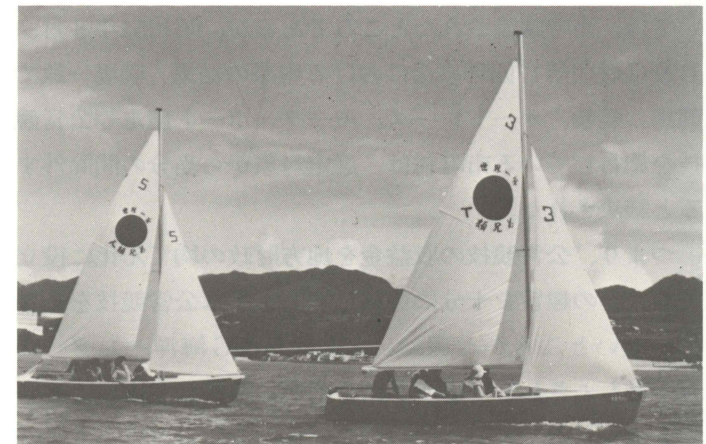
(ハ)初級及びジュニア育成士

初級育成士とは、B&G海洋クラブの代表者または海洋クラブで指導にたずさわる20才以上の者で3日～5日の短期間でクラブの結成、運営に関する事及び実技研修を行い習得した者である。

ジュニア育成士とは、海洋クラブ等で指導の補助にたずさわる15才以上20才未満の者で10時間以上の研修を行い所定の技能を修得した者である。

③クラブの組織づくり

スポーツやレクリエーションによって心身を鍛えるにはやはりグループで行うほうが楽しく、方法も多様である。そこで、比較的小さな地区でそうした活動が続けるグループを育てると共に、各地の施設や種々の催し物をフルに活用してもらうよう「B&Gクラブ」という組織をつくっている。入会は資格制限一切なしで、会員には施設の優先利用その他、数々の特典がある。又、30人以上のクラブ員の確保等一定の条件を備えたグループをB&G海洋クラブとして登録し、カッター、ヨット、カヌー等の海洋性スポーツ器材の貸与、さらに艇庫での整備も行うことができる制度も整えてある。



④海洋性スポーツ・レクリエーションの提供

(イ)海外体験航海：青年男女（若人の船18才～30才迄、少年の船は中・高校生）を対象に、1万トン級の外航船をチャーターして20日間でマニラ・香港（若人の船）等、14日間でグアム・サイパン（少年の船）等を往復するというもの。船内での規律ある団体生活を通して、海事、スポーツ、レクリエーション、芸術、創作活動を、また交歓会を催す等して友好を温めると同時に訪問国の歴史や風土についても研修を行う。

(ロ)国内体験航海：東京、大阪、博多などからの定期航路を利用して小・中学生を沖縄へ。船内では手旗、ロープワークなどの洋上教室を、沖縄海洋センターで、ヨット、カヌー、カッター、水泳等の実技訓練を行う。

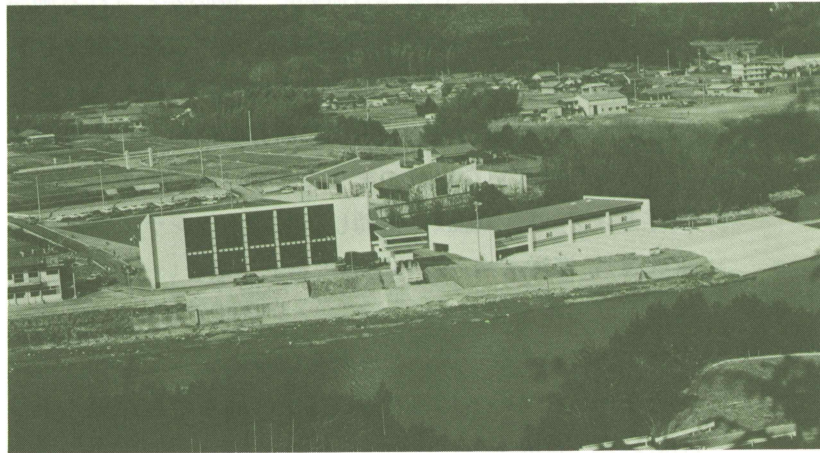
○その他：各地の地域センターは各種スポーツ教室を、また各センター相互の交流行事として、各種スポーツ大会等を行っており、55年度からは毎夏、平和島競走場において「全国スポーツ大会」を開催している。

3) “地方財政の均てん化、に貢献する「B & G活動」

B & G財団がモーターボート競走の収益金によって建設する「地域海洋センター」の適地を選出する際、モーターボート競走施行市町村をその対象内に入れるかどうかについては、当時議論されたところであるが、昭和51年8月、B & G財団第17回理事会における審議の結果、満場一致で競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走等公営競技を施行している市町村は、選定対象から当分の間除外すると議決された。

つまり、“公営競技の収益金を地方財政の均てん化に役立てる、との趣旨を十分に尊重して、まずは公営競技をやっていないところから選ぶ。あとはB & G海洋センターにもっともふさわしい場所を、全国から募集して選ぶ、というものである。

こうして建設が始まった地域海洋センターは、その敷地については地方自治体がB & G財団に無償で貸しつけるものとされ、できあがった施設は自治体に無償で貸与する形で、地元が主体となって地域住民のために運営することとされている。55年度には「地域センター施設建設が完了してから3年間の利用状況を勘案し、施設を当該市町村に無償譲渡する」ことが決められた。



4) 海洋センター

①沖縄海洋センターの場合

昭和50年沖縄で開かれた「エキスポ75海洋博」はさまざまな話題を呼んで好評裡に幕を閉じたが、この折の諸施設のうち、主としてモーターボート競走協賛金によって整備された海洋博協会職員宿舎、研修棟、迎賓館などの建築物と、エキスポ港（管理は沖縄県）の有効な跡地利用を図るとの目的を兼ねて、B & G財団はそれら施設を沖縄県より移管を受け、翌51年7月に「ブロックセンター」として発足させた。これがすなわち「B & G沖縄海洋センター」である。

以来、地元の青少年を対象とした海洋スポーツ教室と、本土からの体験航海を兼ねた宿泊研修参加者、あるいは一般旅行利用者などで賑わっている。

また、本土の青少年にとって魅力の行事「体験航海・児童の船」では、その期間中の3日間をこのセンターで過し海洋スポーツ等をみっちり訓練する。

②大台海洋センターの場合

地域海洋センターのモデルとして、昭和52年4月、三重県多気郡大台町に完成。施設概要の特徴としては次のような点があげられる。

(イ)共同棟には洋間の研修室のほかに畳敷きの和室があり、集会や茶会などに利用できる。

(ロ)体育館はステージと折りたたみ式スタンドが設置されている。

(ハ)艇庫面積が一般基準より広い。

(ニ)多目的広場は人工芝が張られ、夜間照明があつて、降雨直後や夜間の利用にも便利。

(ホ)地域センターの規格に入っていない宿泊棟が設置されている（大台町が、従来より管理棟として使っていたものを利用）。

(ヘ)漕艇競技のための審判塔がある

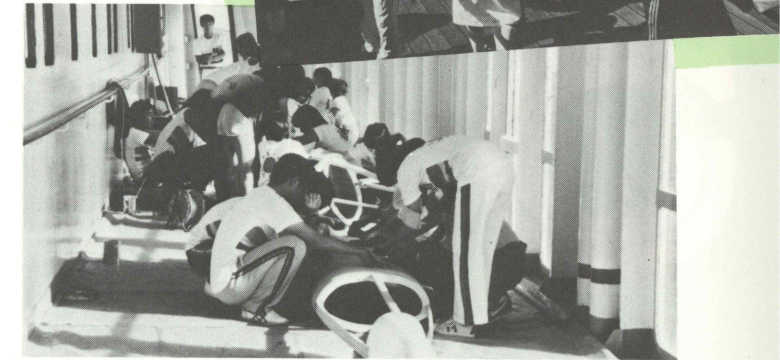
なお、これらの施設はB & G財団と大台町当局の間で結ばれた運営委託契約に基づいて、B & Gプランの趣旨に沿い、大台町が管理運営している。

5) 海外体験航海

①「若人の船」香港・マニラへ 一般学生及び勤労青年（18歳から30歳）を対象にして、昭和52年以来4回実施され、参加人員は合計2,591名に達している。

商船三井客船「にっぽん丸」（1万トン）を、「若人の船」として行ったこの航海の目的は、「規律正しい団体生活を体験し、連帯と協調の精神を養うと共に、船内における各種研修活動を通して、参加者相互の友好と海事に関する知識を深め、心身ともに健全な青年の養成をはかる。さらに訪問先の青少年および関係機関との

交流により、相互理解と友好関係を



築き、国際親善に寄与する」というもので、第1回「若人の船」以来現在まで一貫した目的となっている。

船内では、海事思想の普及を目的として、「海とスポーツ」「船の知識」と題する専門講師による講義、手旗と結索、カヌー制作などの実技と共に、スポーツと健康等の一般教養、訪問国のプロフィール、洋上運動会、洋上慰霊祭、B & G船祭などの行事およびクラブ活動など、盛りだくさんの研修が行われた。

②「少年の船」グアム・サイパンへ 中高校生を対象に昭和53年以来4回実施され、参加人員は合計3,607名に達している。

最近行なわれた第4回(昭和56年7月)の場合では、高校生447人が、「にっぽん丸」で東京晴海埠頭を出発、船内では海事に関すること、手旗、結索、スポーツ、レクリエーションなどの研修を行いつつやがてサイパン着。島内を見学し、翌日はグアム島へ。ここでヨット、カヌー、海水浴など海洋性スポーツ実技を実施、また現地青少年との交歓会を開き、滞在3日目にグアムで中学生の部と入れかわり飛行機で成田へ。というスケジュールであった。中学生461名は成田から飛行機でグアムへ向い現地活動を行い、それから船で「船上研修」を行いながら日本へというコースであった。

5 資料

売上、収益、交付金等一覧表

項目 年度	売 上	開 催 収 益			交 付 金		公営企業金融 公庫納付金	特 別 協 賛 競走拠出金	計
		施行者収益	対売上比	対前年 度 比	19条 1 号	19条 2 号			
27	24億2,113万円	1,144万円	0.5		6.443万円				7,587万円
28	109 3,818	4億9,713	4.5	434.4	2億2.158	国庫納付金			7億1,871
29	138 4,388	8 3,632	6.0	68.2	1 3.381				9 7,013
30	171 0,015	9 9,951	5.8	19.5	1 5.719				11 5,670
31	205 1,443	13 1,555	6.4	31.6	1 9.752				15 1,307
32	225 5,496	15 3,878	6.8	17.0	1 8.151				17 2,029
33	225 7,836	13 2,157	5.9	△14.1	1 6.969				14 9,126
34	244 6,616	16 1,259	6.6	22.0	2 0.836				18 2,095
35	295 1,677	24 2,755	8.2	50.5	3 1.366				27 4,121
36	399 3,657	37 9,818	9.5	56.5	5 2.742				43 2,560
37	482 6,970	47 0,125	9.7	23.8	6 9.896	1億3,769万円			55 3,790
38	547 9,136	55 7,173	10.2	18.5	8 3.084	3 4,577			67 4,834
39	730 9,491	80 0,942	11.0	43.7	11 6.972	5 6,360			97 4,274
40	983 3,321	108 0,643	11.0	34.9	16 1.559	8 8,821			133 1,023
41	1,385 9,727	159 4,595	11.5	47.5	23 0.270	14 4,517			196 9,382
42	1,946 0,138	232 0,501	11.9	45.5	32 4.873	23 0,665			287 6,039
43	2,576 6,718	304 2,998	11.8	31.1	43 2.015	33 0,527			380 5,540
44	3,475 1,533	421 5,706	12.1	38.5	58 5.251	47 6,736		14億2,924万円	542 0,617
45	4,270 1,146	529 3,546	12.4	25.6	72 1.905	60 7,282	19億2,140万円		681 4,873
46	5,261 2,568	639 7,541	12.2	20.8	89 1.058	77 3,256	24 0,546		830 2,401
47	6,543 0,775	781 5,708	11.9	22.2	110 9.952	98 7,538	30 3,354		1,021 6,552
48	8,956 4,879	1,120 4,751	12.5	43.4	152 1.769	139 4,753	42 1,326		1,454 2,599
49	1兆0,786 9,754	1,204 7,517	11.2	7.5	183 3.491	170 3,989	51 2,754	13 3,000 37 0,000	1,660 0,751
50	1 1,745 3,376	1,175 4,849	10.0	△ 2.4	199 6.602	186 3,522	56 0,008	37 0,000	1,654 4,981
51	1 2,582 8,179	1,299 1,435	10.3	10.5	213 8.934	200 5,015	84 0,920	38 8,000	1,836 4,304
52	1 3,696 3,525	1,432 2,569	10.5	10.2	232 8.303	219 4,005	105 0,784	48 1,117	2,037 6,778
53	1 4,507 5,265	1,417 1,698	9.8	△ 1.1	246 6.209	233 1,766	136 9,890	54 1,138	2,088 0,701
54	1 5,552 9,638	1,571 9,418	10.1	10.9	264 3.925	250 9,418	147 4,058	57 9,596	2,292 6,415
55	1 6,309 6,134	1,597 6,005	9.8	1.6	277 2.605	263 7,987	155 0,395	59 5,506	2,353 2,498
計	13兆4,379億9,332万円	1兆4,321億3,582万円	10.7		2,264億6.190万円	2,038億4,503	851億6,175万円	360億1,281万円	1兆9,836億1,731万円

＜注 1＞S44年：万博協賛 S49年：海洋博協賛(上段) S49年(下段)～55年：B・G協賛 ＜注 2＞1万円未満切捨 ＜注 3＞売上：連合会資料,交付金：振興会資料

モーターボート競走事業収益金使途状況一覧表 (単位：万円)

項目 年度	教 育	公営住宅建設	土 木	消 防	保健衛生	民 生	産業経済	災害復旧	公害対策	その他	計
27	410万円		144万円								554万円
28	4,863	2,178万円	3,142	200万円	165万円	1,229万円	220万円	1,050万円		1,029万円	1億4,077
29	2億1,080	7,900	1億0,483	593	2,120	1,001	1,008	5,537		6,887	5 6,612
30	2 4,504	8,110	1 5,204	2,094	6,881	2,203	1,406	3,541		1億5,312	7 9,262
31	3 7,496	1億2,471	2 3,563	8,509	1,022	1億5,364	2,930	1億0,835		1 6,180	12 8,374
32	3 9,522	2 3,249	2 4,926	1億6,092	2,047	2 2,660	3,771	1 5,943		2 4,042	17 2,255
33	4 4,073	2 7,042	3 4,174	1 9,029	2,832	2 1,937	6,757	2,117		1 0,577	16 8,541
34	4 9,633	2 7,086	3 6,776	2 4,130	1億0,327	2 9,784	3,971	3,743		1 6,952	20 2,405
35	7 7,591	3 9,133	4 2,920	3 2,029	3,919	3 6,729	5,512	1,357		3 1,918	27 1,113
36	8 3,724	5 1,990	6 8,527	4 4,575	7,678	5 8,643	1億6,988	4,821		8 0,164	41 7,114
37	18 7,085	6 2,895	8 8,227	4 8,733	1 6,344	7 9,660	1 9,997	2,598		9 0,358	59 5,900
38	17 3,774	7 4,475	11 5,845	5 8,377	3 4,439	8 0,348	1 5,304	4,657		5 4,456	61 1,679
39	18 5,516	8 5,282	19 7,071	6 1,531	4 4,780	8 1,968	3 1,352	5,893		12 2,574	81 5,969
40	28 4,377	10 0,170	27 8,449	7,736	7 0,557	5 6,477	4 1,019	5,945		14 8,712	99 3,447
41	49 7,225	8 0,509	47 3,520	1 2,314	7 4,673	8 3,814	5 7,181	1 4,860		26 5,693	155 9,792
42	67 0,181	5 2,483	75 9,301	1 2,032	13 4,792	18 8,600	7 4,543	1 1,394		31 7,092	222 0,421
43	92 3,857	18 4,387	105 6,849	1 9,501	19 9,787	16 1,937	9 0,916	5,089		38 9,182	303 1,510
44	134 0,687	25 7,262	142 6,421	2 2,403	20 7,525	19 2,241	12 5,157	8,829		49 1,366	407 1,896
45	162 7,194	17 1,899	183 1,222	3 1,746	16 7,258	22 7,383	28 1,835	9,220		72 7,638	507 5,401
46	204 6,322	14 5,553	235 6,161	3 7,511	28 2,619	27 0,209	28 8,917	3 2,460	1億1,585万円	113 0,396	660 1,738
47	225 6,000	19 6,892	283 0,675	5 9,052	35 3,144	28 7,096	37 7,091	4 0,043	2 5,279	143 4,388	785 9,664
48	282 8,360	33 3,863	373 4,967	8 0,783	51 7,715	54 3,359	42 1,359	9,097	8 4,101	210 7,122	1,066 0,730
49	344 1,333	34 3,451	364 8,191	12 6,835	64 8,428	74 6,154	56 8,936	9 6,938	4 5,312	231 6,151	1,198 1,735
50	287 2,829	30 9,456	442 1,354	11 4,576	129 4,676	100 5,568	82 1,367	4 3,408	3 5,409	117 5,403	1,209 4,049
51	351 5,776	29 3,208	421 7,259	14 2,933	110 5,903	92 6,827	72 3,313	7 1,779	1 7,838	174 6,053	1,276 0,894
52	352 8,564	21 8,743	416 2,642	14 2,145	133 8,079	110 8,314	88 4,198	2 4,540	1 8,244	210 9,200	1,353 4,673
53	388 6,307	22 7,894	515 9,142	16 7,108	130 1,596	105 6,374	86 6,047	9,263	2 7,203	183 9,909	1,454 0,847
54	432 5,210	28 8,970	499 5,439	19 5,293	137 8,387	100 3,734	98 1,277	2 2,094	3 2,255	203 6,795	1,525 9,461
計	3,497億3,506万円	362億6,566万円	4,201億2,609万円	148億7,872万円	920億7,707万円	828億9,625万円	671億2,382万円	46億7,062万円	29億7,230万円	1,870億5,561万円	1兆2,578億0,125万円

モーターボート競走施行者一覧表(1)

競走場名	施行者	施 行 者 指定年月日	初 開 催 年 月 日	施行組合構成団体名	備 考
桐生	桐 生 市	30. 3. 18	31. 11. 8		
	阿左美水園 競 艇 組 合	32. 3. 15	32. 5. 2	笠懸村、大間々町、藪塚本町	
戸田	戸田競艇組合	29. 9. 25	29. 11. 3	川口市、蕨市、戸田市	オリンピック東京大会(39年10月)のボートコースとなったため37年11月から40年9月までの23ヵ月間開催を休止した。 戸田組合…40. 10. 28再開 埼玉都市…40. 11. 5再開 埼玉都市は、当初、埼玉県10市競艇組合として発足 上尾市、与野市、草加市、越谷市 指定年月日 39. 11. 1 入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市 指定年月日 44. 4. 1
	埼 玉 県 都市競艇組合	㊦ 55. 4. 1	埼玉県営 29. 10. 14 埼玉県 10市組合 33. 1. 1	飯能市、加須市、本庄市、東松山市、岩槻市、羽生市、春日部市、狭山市、深谷市、鴻巣市、上尾市、与野市、草加市、越谷市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市	
江戸川	東京都六市 競艇事業組合	㊦ 55. 4. 1	41. 6. 30	八王子市、調布市、町田市、小金井市、武蔵野市、昭島市	当初、東京都10市競艇事業組合として発足、42年4月、6市組合と4市組合へ分離
	東京都三市 収益事業組合	㊦ 55. 4. 1	48. 4. 26	多摩市、稲城市、秋川市	
平和島	府 中 市	30. 8. 11	30. 9. 20		当初、東京都の施行により大森競走場として29年6月5日初開催
	相模湖モーター ボート競走組合	29. 2. 16	35. 3. 31	津久井町、城山町、相模湖町、藤野町	
多摩川	青 梅 市	28. 11. 24	29. 6. 9		42年4月、東京都10市競艇事業組合から脱退して組合を組織
	東京都四市 競艇事業組合	㊦ 55. 4. 1	42. 6. 26	小平市、日野市、東村山市、国分寺市	

㊦＝期限付施行者(2年間)

モーターボート競走施行者一覧表(2)

競走場名	施行者	施行者 指定年月日	初開催 年月日	施行組合構成団体名	備考
浜名湖	浜名湖 競艇企業団	28. 7. 23	28. 8. 7	舞阪町、新居町、雄踏町	42年1月1日、組合から企業団へ改組。43年4月、現在地へ新設移転
	湖西市	㊦ 55. 4. 1	39. 8. 24		旧、湖西町 47年1月1日、市制施行
蒲郡	蒲郡市	30. 3. 18	30. 8. 13		31年6月30日～33年9月30日まで両市で組合を組織していた。
	岡崎市	30. 3. 18	30. 10. 1		
常滑	常滑市	27. 8. 30	28. 7. 10		当初、常滑モーターボート競走施行組合(常滑町ほか3町)として発足、29年4月1日、町村合併により常滑市誕生
	半田市	28. 1. 10	半田競走場 28. 4. 4 常滑競走場で再開 39. 7. 23		半田競走場 認可年月日 28. 3. 31 初開催 28. 4. 4 競走事業 34. 9. 26 廃止年月日 (伊勢湾台風のため) 競走場廃止 39. 3. 31
津	津市	27. 3. 17	27. 7. 4		44年6月、現在地へ新設移転
	久居市ほか六箇町村競艇事業組合	㊦ 55. 4. 1	42. 8. 26	久居町、香良州町、河芸町、三雲村 安濃町、美里村、芸濃町	当初、久居町ほか六箇町村競艇事業組合として発足 久居町 45. 8. 1 市制施行 豊里村 48. 2. 1 津市へ編入 芸濃町 指定年月日 49. 4. 1 安濃村 52. 1. 15 町制施行
三国	武生三国モーターボート競走施行組合	27. 11. 13	28. 4. 14	武生市、三国町	43年7月、現在地へ新設移転
	芦原町	㊦ 55. 4. 1	43. 7. 12		

㊦＝期限付施行者(2年間)

モーターボート競走施行者一覧表(3)

競走場名	施行者	施行者 指定年月日	初開催 年月日	施行組合構成団体名	備考
琵琶湖	滋賀県	指定を要せず	27. 7. 18		
住之江	大阪府都市競艇組合	27. 7. 30	27. 9. 5	枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、東大阪市、泉大津市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、貝塚市	31. 4. 10 狭山池(旧競走場)閉鎖 31. 6. 19 現競走場認可 同日初開催
	箕面市	29. 8. 7	29. 11. 11		当初、箕面豊川競艇組合として発足、31年12月1日、町村合併により箕面市誕生
尼崎	尼崎市	27. 7. 31	27. 9. 14		
	伊丹市	28. 4. 24	28. 6. 18		
児島	倉敷市(旧児島市)	(27. 4. 26)	(27. 11. 22)		42. 2. 1 倉敷市、児島市、玉島市の三市は合併し、倉敷市として発足
	備南競艇事業組合	㊦ 55. 4. 1	50. 6. 21	総社市、瀬崎市、早島町、山手村、清音村、船穂町、金光町、真備町	
宮島	宮島競艇施行組合	29. 8. 14	29. 11. 1	大竹市、宮島町、大野町	
徳山	徳山市	28. 8. 24	28. 8. 28		
	光市	㊦ 55. 4. 1	41. 8. 13		
下関	下関市	29. 8. 24	29. 10. 22		
	美弥市ほか1市4町競艇組合	㊦ 55. 4. 1	42. 3. 27	美弥市、萩市、菊川町、豊浦町、豊田町 豊北町	当初、美弥市ほか1市2町競艇組合として発足 豊田町、豊北町 指定年月日 45. 8. 1

㊦＝期限付施行者(2年間)

モーターボート競走施行者一覧表(4)

競走場名	施行者	施行者 指定年月日	初開催 年月日	施行組合構成団体名	備考
鳴門	鳴門市	27. 3. 17	28. 4. 24		当初、大麻町、松茂町競艇事業組合として発足 42. 1. 1 大麻町は鳴門市と合併、一時、松茂町が単独開催 北島町、板野町 指定年月日 44. 4. 1 藍住町 指定年月日 46. 5. 11
	松茂町外3町競艇事業組合	㊟ 55. 4. 1	旧組合 41. 5. 23 新組合 44. 4. 21	松茂町、北島町、板野町、藍住町	
丸亀	丸亀市	27. 4. 26	27. 10. 31		
	善通寺市ほか10町競艇事業組合	㊟ 55. 4. 1	43. 8. 8	善通寺市、詫間町、多度津町、琴平町、満濃町、飯山町、宇多津町、仁尾町、仲南町、琴南町、綾歌町	当初、善通寺市ほか六町競艇事業組合として発足 仁尾町 指定年月日 44. 6. 4 仲南町 指定年月日 47. 4. 1 琴南町、綾歌町 指定年月日 48. 4. 1
若松	北九州市(旧若松市)	(27. 10. 18)	(27. 11. 11)		38. 2. 10 若松市、小倉市、八幡市、戸畑市、門司市の5市は合併し、北九州市として発足
	中間市・行橋市競艇組合	㊟ 55. 4. 1	44. 7. 15	中間市、行橋市	
芦屋	芦屋町外2ヶ町競艇施行組合	27. 10. 18	27. 11. 7	芦屋町、岡垣町、遠賀町	当初、芦屋町外2ヶ村競艇施行組合として発足 岡垣村 37. 10. 1 町制施行 遠賀村 39. 4. 1 町制施行 44年4月、現在地へ新設移転
福岡	福岡市	28. 8. 13	28. 9. 26		
唐津	唐津市	27. 3. 29	28. 8. 7		50年3月、現在地へ新設移転
大村	大村市	27. 3. 17	27. 4. 6		当初、諫早市ほか1市1町競艇組合として発足
	長崎県5市6町競艇組合	㊟ 55. 4. 1	43. 7. 23	諫早市、島原市、福江市、平戸市、松浦市、多良見町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、長与町、愛野町	福江市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町 指定年月日 48. 8. 29 長与町、愛野町 指定年月日 54. 4. 1

㊟＝期限付施行者(2年間)

19条交付金使途一覧表

項目 年度	1号交付金					2号交付金		
	造船関連工業関係		海難防止関係	特定業務		海事思想の普及 観光・体育・文教等	特定業務	
	貸付	補助・助成	補助・助成	直轄	特別協賛	補助・助成	直轄	特別協賛
29	7,095万円	658万円						
30	7,600	1,279						
31	1億3,400	2,848						
32	2 3,820	1,558						
33	1 5,650	2,908	3,007万円					
34	6,250	3,887	3,245	246万円				
35	1 4,500	4,000	3,580	3,015				
36	2 5,000	4,727	4,381	3,704				
37	2 6,780	4,530	3,564	140		4,388万円		
38	3 0,000	1億2,829	6,640	524		1億5,009		
39	4 0,000	1 0,178	7,367	1,579		2 2,074	1,839万円	
40	4 9,170	1 8,578	9,700	1,901		3 1,286		
41	10 4,950	5 9,458	1億2,869	2,036		5 3,538		
42	13 8,870	18 6,478	3 5,432	2,207		12 7,218		
43	15 4,560	20 7,372	4 8,747	2,341		22 7,508		
44	18 9,900	33 2,244	5 2,717	2,662		30 6,405		
45	34 0,800	28 8,470	9 1,395	4,294		49 0,464		
46	65 8,400	32 0,992	8 6,869	9,476		66 9,665	5,273	
47	70 7,850	49 3,389	7 6,016	1億1,107		93 9,013	7,852	
48	89 0,280	50 3,481	11 4,860	2 9,052		98 6,357	2億8,331	
49	133 0,640	55 9,644	21 8,399	4 3,678	3億0,946万円	149 6,381	5 4,046	3億0,946万円
50	157 3,130	62 8,176	19 7,474	10 5,048	5 6,231	179 8,924	9 1,716	5 6,231
51	167 1,790	101 4,037	21 1,620	11 6,832	8 6,081	185 9,008	19 5,816	8 6,081
52	199 5,040	94 6,422	19 2,341	18 2,352	9 4,541	180 6,105	31 3,990	9 4,450
53	222 7,350	93 8,543	20 1,300	21 9,451	12 8,165	195 6,587	36 6,457	12 8,135
54	333 6,360	59 7,705	14 3,798	17 1,933	20 8,674	179 3,154	35 5,508	20 8,670
55	407 3,950	94 9,010	7 5,988	23 1,725	24 4,256	199 6,605	55 3,949	24 4,225
合計	1,965億3,135万円	809億3,401万円	180億1,309万円	114億5,303万円	84億8,894万円	1,657億9,689万円	197億4,777万円	84億8,738万円

＜注1＞19条1号交付金の直轄業務費には振興ビル運営費は除かれている　＜注2＞1万円未満切捨

造船関係事業に対する貸付状況一覧表

項目 年度	設 備 資 金						運 転 資 金						合 計	
	造 船 業		関連工業		計		造 船 業		関連工業		計			
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
29			17	7,095万円	17	7,095万円							17	7,095万円
30			21	7,600	21	7,600							21	7,600
31			24	1億3,400	24	1億3,400							24	1億3,400
32			49	2 3,820	49	2 3,820							49	2 3,820
33			56	1 5,650	56	1 5,650							56	1 5,650
34			23	6,250	23	6,250							23	6,250
35			41	1 4,500	41	1 4,500							41	1 4,500
36	4	1,300万円	63	2 3,700	67	2 5,000							67	2 5,000
37	18	4,280	46	2 2,500	64	2 6,780							64	2 6,780
38	8	3,570	35	2 6,430	43	3 0,000							43	3 0,000
39	13	4,860	27	3 5,140	40	4 0,000							40	4 0,000
40	15	1億7,910	26	3 1,260	41	4 9,170							41	4 9,170
41	16	3 0,050	35	6 9,900	51	9 9,950			1	5,000万円	1	5,000万円	52	10 4,950
42	21	3 4,830	37	9 3,540	58	12 8,370	4	5,300万円	2	5,200	6	1億0,500	64	13 8,870
43	48	6 1,730	47	7 0,830	95	13 2,560	1	3,000	10	1億9,000	11	2 2,000	106	15 4,560
44	41	7 7,330	55	9 1,970	96	16 9,300	2	3,700	8	1 6,900	10	2 0,600	106	18 9,900
45	61	18 5,700	66	14 5,600	127	33 1,300	2	2,000	3	7,500	5	9,500	132	34 0,800
46	60	24 5,360	65	20 5,290	125	45 0,650	109	11億1,050	94	9 6,700	203	20 7,750	328	65 8,400
47	67	18 0,150	54	10 5,650	121	28 5,800	112	20 1,250	109	22 0,800	221	42 2,050	342	70 7,850
48	72	19 5,930	107	28 7,870	179	48 3,800	64	18 8,180	104	21 8,300	168	40 6,480	347	89 0,280
49	89	22 2,870	84	13 3,820	173	35 6,690	283	46 1,200	413	51 2,750	696	97 3,950	869	133 0,640
50	81	23 5,130	64	15 7,910	145	39 3,040	290	51 4,200	471	66 5,890	761	118 0,090	906	157 3,130
51	64	17 7,260	64	15 2,290	128	32 9,550	178	53 1,000	314	81 1,240	492	134 2,240	620	167 1,790
52	30	8 6,400	40	7 9,730	70	16 6,130	292	61 0,920	669	121 7,990	961	182 8,910	1,031	199 5,040
53	11	3 3,960	24	5 7,360	35	9 1,320	265	88 3,110	472	125 2,920	737	213 6,030	772	222 7,350
54	17	7 3,590	49	14 8,880	66	22 1,470	358	140 1,510	616	171 3,380	974	311 4,890	1,040	333 6,360
55	33	12 1,090	94	29 1,600	127	41 7,670	486	178 2,380	862	187 3,900	1,348	365 6,280	1,475	407 3,950
合計	769	199億7,280万円	1,313	231億9,585万円	2,082	431億6,865万円	2,446	669億8,800万円	4,148	863億7,470万円	6,594	1,533億6,270万円	8,676	1,965億3,135万円

<注> 1 万円未満切捨

造船及び造船関連工業関係補助金交付状況表(1 号交付金)

項目 年度	補 助 金						助 成 金	小 計
	輸出振興	J I S	品 質 改 善 製造技術向上	経済性向上	企業の合理化	科学知識の 普及・啓発		
29	193万円		465万円					658万円
30	1,175		104					1,279
31	788		1,841		219万円			2,848
32	506		860		192			1,558
33	796		1,965		148			2,909
34	474		3,092		321			3,887
35	291		3,353		356			4,000
36	416		3,712		599			4,727
37	548		2,716		67		1,200万円	4,531
38	933		1億0,004		291		1,600	1億2,828
39	1,454	916万円	2,925	827万円	184		3,870	1 0,176
40	3,970	1,423	6,728	991	254		5,210	1 8,576
41	7,832	1,268	1 5,749	5,047	240		2億9,320	5 9,456
42	8,372	1,900	5 3,870	6,555	328		12 0,106	19 1,131
43	9,429	1,440	7 8,817	9,575	125	1,962万円	10 6,021	20 7,369
44	1億2,968	1,438	15 9,564	494	2,555	3,342	15 1,880	33 2,241
45	1 2,578	2,836	11 5,707		3,245	2,829	15 1,273	28 8,468
46	1 4,580	3,755	17 7,492		3,354	6,650	11 5,160	32 0,991
47	1 9,962	4,714	21 4,440		3,574	1億2,578	23 8,120	49 3,388
48	2 1,360	6,731	20 2,578		5,821	1 5,250	25 1,740	50 3,480
49	7 3,620	8,438	18 2,599		5,539	2,120	28 7,326	55 9,642
50	4 2,511	9,332	20 5,570		9,132	4,864	35 6,766	62 8,175
51	2 6,604	9,088	37 4,203		1億1,500	1 8,339	57 4,300	101 4,034
52	2 6,895	8,875	25 1,123		9,501	3,107	64 6,920	94 6,421
53	1 7,591	7,086	15 6,712		7,773	6 9,272	68 0,108	93 8,542
54	7,782	4,701	7 8,445	※ 1,675	4,921	1 0,029	49 0,150	59 7,703
55	2 1,398	5,428	10 0,651		7,108	9,083	80 5,340	94 9,008
計	33億5,026万円	7億9,369万円	240億5,285万円	2億5,164万円	7億7,347万円	15億9,425万円	501億6,410万円	809億8,026万円

<注> 1 万円未満切捨

※:不況対策

海難防止関係補助金、助成金交付状況表(1号交付金)

項目 年度	事業補助				助成金	小計
	周知宣伝	調査研究	施設整備	海技教育		
33	1,230万円	1,107万円	670万円			3,007万円
34	1,043	1,646	556			3,245
35	1,205	1,725	650			3,580
36	1,330	1,914	612	525万円		4,381
37	1,359	555	700	450	500万円	3,564
38	2,496	1,040	1,427	876	800	6,639
39	1,697	862	1,493	1,763	1,550	7,365
40	1,861	1,315	1,461	2,063	3,000	9,700
41	1,872	1,271	2,884	4,250	2,590	1億2,867
42	2,380	1,167	3,296	5,837	2億2,750	3 5,430
43	2,126	6,221	3,134	8,336	2 8,928	4 8,745
44	2,149	2,617	4,290	7,729	3 5,930	5 2,715
45	2,185	1億6,605	1億1,626	5,977	5 5,000	9 1,393
46	2,672	1 8,918	8,785	6,502	4 9,990	8 6,867
47	4,600	5,093	1 0,005	9,678	4 6,640	7 6,016
48	4,319	4 6,776	7,675	1億1,119	4 4,970	11 4,859
49	2,758	8 2,431	5 9,568	5,114	6 8,526	21 8,397
50	5,656	3 1,202	6 7,614	1 2,364	8 0,637	19 7,473
51	3,679	9,756	8 1,663	1 8,140	9 8,380	21 1,618
52	8,397	3 4,885	6 2,080	1 8,487	6 8,490	19 2,339
53	9,251	3 3,072	6 3,166	1 5,099	8 0,710	20 1,298
54	8,959	1 2,700	2 8,270	1 3,447	8 0,420	14 3,796
55	1億7,101	1 0,849	7,750	1 2,997	2 7,290	7 5,987
合計	9億0,325万円	32億3,727万円	42億9,375万円	16億0,753万円	79億7,101万円	180億1,281万円

<注> 1 万円未満切捨

海事思想の普及、観光、体育、文教、社会福祉関係補助金・助成金交付状況表(2号交付金)

項目 年度	補助金						助成金	小計
	海事思想	観光	体育	文教	社会福祉	その他の公益		
37	938万円		1,480万円		1,000万円	50万円	920万円	4,388万円
38	2,284	248万円	6,000		3,961	215	2,300	1億5,008
39	4,257	1,566	6,100		5,800	1,350	3,000	2 2,073
40	4,769	2,416	0	9,000万円	8,006	5,095	2,000	3 1,286
41	4,929	3,000	4,500	1億0,500	1億8,051	1億0,657	1,900	5 3,537
42	4,772	4,298	1億4,666	1 2,122	3 9,878	1 9,589	3億1,890	12 7,215
43	1億0,272	3,000	4 0,563	1 4,895	5 3,594	3 6,676	6 8,505	22 7,505
44	2 7,853	4,000	5 6,096	2 6,688	7 0,201	3 4,966	8 6,600	30 6,404
45	5 6,728	3,400	8 8,847	4 9,221	13 6,433	5 3,936	10 1,897	49 0,462
46	9 9,551	3,504	9 2,569	2 7,066	21 6,536	8 3,451	14 6,986	66 9,663
47	6 9,790	2億3,892	7 9,614	11 8,611	32 0,400	12 2,212	20 4,492	93 9,011
48	3 0,622	2 4,430	3 7,335	7 9,319	40 0,020	12 2,092	29 2,536	98 6,354
49	13 7,749	1 5,927	7 3,156	13 9,466	66 4,791	15 7,729	30 7,560	149 6,378
50	10 0,661	3 7,080	6 9,467	17 5,354	84 7,994	21 4,379	35 3,987	179 8,922
51	3 6,376	3 2,794	5 7,432	20 9,764	96 2,936	24 3,785	31 5,920	185 9,007
52	1 7,981	2 7,902	4 2,702	15 5,779	91 6,839	27 8,831	36 6,070	180 6,104
53	4 9,412	2 4,176	13 7,441	14 7,211	94 0,705	27 2,130	38 5,510	195 6,585
54	2 8,151	2 5,229	9 8,913	6 2,632	83 5,849	39 0,279	35 2,100	179 3,153
55	2 4,071	2 0,766	9 0,491	6 7,356	87 9,393	41 9,546	49 4,980	199 6,603
合計	71億1,166万円	25億7,628万円	99億7,372万円	130億4,984万円	732億2,387万円	246億6,968万円	351億9,153万円	1,657億9,658万円

B & G財団海洋センター 一覧表(1)

名 称		所 在 地	施 設 内 容	
財団直営	東京海洋センター スポーツ研修所	東京都江東区深川	体育館、艇庫、第二体育館、温水プール、テニスコート、 宿泊施設、健康管理相談室他	
	沖縄海洋センター	沖縄県国頭郡本部町	海洋スポーツ施設、体育館、艇庫、宿泊施設、プール他	
地域 海洋 センター	51期 年度5カ所 (第1)	大台海洋センター	三重県多気郡	体育館、艇庫、研修棟、テニスコート、多目的運動広場
		砂川海洋センター	北海道砂川市	体育館、艇庫、第二体育館、上屋付プール
		弘前海洋センター	青森県弘前市	体育館、艇庫、第二体育館、多目的運動広場
		府中海洋センター	広島県府中市	艇庫、管理棟、屋内プール
		長州海洋センター	熊本県玉名郡	体育館、艇庫、第二体育館、プール
	52期 年度4カ所 (第2)	永見海洋センター	富山県永見市	体育館、艇庫、第二体育館、プール
		穴水海洋センター	石川県鳳至郡	体育館、艇庫、第二体育館、プール
		鳥取海洋センター	鳥取県鳥取市	体育館、艇庫、第二体育館、プール
		串木野海洋センター	鹿児島県串木野市	体育館、艇庫、第二体育館、プール
	53年度 (第3期) (10カ所)	小平海洋センター	北海道留萌郡	体育館、艇庫、第二体育館、多目的運動広場
		中田海洋センター	宮城県登米郡	体育館、艇庫、第二体育館、プール
		涌谷海洋センター	宮城県遠田郡	体育館、艇庫、第二体育館、プール
		大東海洋センター	静岡県小笠郡	艇庫、プール、管理棟、多目的運動広場
		高浜海洋センター	福井県大飯郡	体育館、艇庫
		大安海洋センター	三重県員弁郡	体育館、艇庫、第二体育館、プール
		南淡海洋センター	兵庫県三原郡	体育館、艇庫、第二体育館、多目的運動広場
		那賀川海洋センター	徳島県那賀郡	体育館、艇庫、第二体育館、プール
		大和海洋センター	福岡県山門郡	体育館、艇庫、第二体育館、多目的運動広場
		太良海洋センター	佐賀県藤津郡	体育館、艇庫、第二体育館、多目的運動広場
	54期 年度6カ所 (第4)	厚岸海洋センター	北海道厚岸郡	体育館、艇庫、第二体育館
		山田海洋センター	岩手県下閉伊郡	体育館、艇庫、第二体育館
		柳津海洋センター	福島県河沼郡	体育館、艇庫、第二体育館
		岬海洋センター	千葉県夷隅郡	体育館、艇庫、第二体育館
		大町海洋センター	長野県大町市	体育館、艇庫、第二体育館
		徳島海洋センター	徳島県徳島市	体育館、艇庫
	55年度 (第5期・前期) (10カ所)	瀬棚海洋センター	北海道瀬棚郡	体育館、艇庫
		能代海洋センター	秋田県能代市	体育館、艇庫
		御代田海洋センター	長野県北佐久郡	体育館、プール
		建部海洋センター	岡山県御津郡	体育館、艇庫
		むつみ海洋センター	山口県阿武郡	体育館、プール
		津田海洋センター	香川県大川郡	艇庫
		玄海海洋センター	福岡県宗像郡	体育館、プール
		高田海洋センター	福岡県三池郡	体育館、艇庫
		加津佐海洋センター	長崎県南高来郡	体育館、艇庫
		牧園海洋センター	鹿児島県始良郡	体育館、プール
舟形海洋センター		山形県最上郡	体育館	

B & G財団海洋センター 一覧表(2)

名 称		所 在 地	施 設 内 容		
地域海洋センター	55年度(第5期・後期)9カ所	中 条海洋センター	新潟県北蒲原郡	体育館、艇庫	
		上 市海洋センター	富山県中新川郡	プール	
		吉 見海洋センター	埼玉県比企郡	体育館	
		中 主海洋センター	滋賀県野洲郡	体育館	
		吉 永海洋センター	岡山県和気郡	体育館、艇庫	
		松 江海洋センター	島根県松江市	体育館、艇庫	
		桜 江海洋センター	島根県邑智郡	体育館	
		長 島海洋センター	鹿児島県出水郡	体育館、艇庫	
	55年度(第6期)30カ所		剣 淵海洋センター	北海道上川郡	体育館、プール
			大 樹海洋センター	北海道広尾郡	体育館
			鷹 栖海洋センター	北海道上川郡	体育館
			市 浦海洋センター	青森県北津軽郡	体育館
			金 浦海洋センター	秋田県由利郡	プール
			天 王海洋センター	秋田県南秋田郡	体育館
			米 山海洋センター	宮城県登米郡	体育館
			東 海海洋センター	群馬県勢多郡	プール
			岡 部海洋センター	埼玉県大里郡	体育館、プール
			川 島海洋センター	埼玉県比企郡	プール
			三 川海洋センター	新潟県東蒲原郡	体育館
			松 岡海洋センター	福井県吉田郡	体育館、プール
			富士見海洋センター	長野県諏訪郡	体育館
			下 条海洋センター	長野県下伊那郡	体育館
			可 児海洋センター	岐阜県可児郡	体育館、プール
			掛 川海洋センター	静岡県掛川市	体育館、艇庫
			園 部海洋センター	京都府船井郡	体育館
			千 種海洋センター	兵庫県宍粟郡	プール
			浜 坂海洋センター	兵庫県美方郡	体育館、艇庫
			広 川海洋センター	和歌山県有田郡	体育館
			蒜 山海洋センター	岡山県真庭郡	体育館、プール
			内 海海洋センター	香川県小豆郡	体育館、艇庫
			東 洋海洋センター	高知県安芸郡	体育館、プール
			神 埼海洋センター	佐賀県神埼郡	体育館、プール
			江 北海洋センター	佐賀県杵島郡	体育館、プール
			津奈木海洋センター	熊本県芦北郡	体育館、プール
			大 山海洋センター	大分県日田郡	体育館
			杵 築海洋センター	大分県杵築市	体育館、プール
			武 蔵海洋センター	大分県東国東郡	体育館
			南 郷海洋センター	宮崎県南那珂郡	体育館
		斜 里海洋センター	北海道斜里郡	体育館、プール	

B & G財団海洋センター 一覧表(3)

名 称		所 在 地	施 設 内 容
地域海洋センター	56年度（第7期） 39カ所	伊 達海洋センター	北海道伊達市 体育館、プール、艇庫
		尾 上海洋センター	青森県南津軽郡 体育館、プール
		築 館海洋センター	宮城県栗原郡 体育館、プール
		亘 理海洋センター	宮城県亘理郡 体育館、プール、艇庫
		石 川海洋センター	福島県石川郡 体育館、プール
		鹿 島海洋センター	福島県相馬郡 プール、艇庫
		幸 手海洋センター	埼玉県北葛飾郡 体育館、プール
		鶴ヶ島海洋センター	埼玉県入間郡 体育館、プール
		御 宿海洋センター	千葉県夷隅郡 体育館、プール
		横 芝海洋センター	千葉県山武郡 体育館、プール
		柳 田海洋センター	石川県鳳至郡 プール
		明 智海洋センター	岐阜県恵那郡 体育館、プール
		大内山海洋センター	三重県度会郡 プール
		日 野海洋センター	滋賀県蒲生郡 プール
		宮 津海洋センター	京都府宮津市 体育館、プール
		出 石海洋センター	兵庫県出石郡 体育館、プール
		市 川海洋センター	兵庫県神崎郡 プール
		村 岡海洋センター	兵庫県美方郡 プール
		三 隅海洋センター	島根県那賀郡 体育館、艇庫
		笠 岡海洋センター	岡山県笠岡市 体育館、プール
		哲 多海洋センター	岡山県阿哲郡 体育館、プール
		美 星海洋センター	岡山県小田郡 体育館、プール
		田布施海洋センター	山口県熊毛郡 体育館、プール
		日 置海洋センター	山口県大津郡 体育館、プール、艇庫
		阿 南海洋センター	徳島県阿南市 体育館、プール、艇庫
		吉 海海洋センター	愛媛県越智郡 体育館、プール、艇庫
		犀 川海洋センター	福岡県京都郡 体育館・プール
		宮 田海洋センター	福岡県鞍手郡 体育館、プール
		巖 原海洋センター	長崎県下県郡 プール
		岐 宿海洋センター	長崎県南松浦郡 体育館、プール
		小佐々海洋センター	長崎県北松浦郡 体育館、プール、艇庫
		西有家海洋センター	長崎県南高来郡 体育館、プール
		湯 前海洋センター	熊本県球磨郡 体育館、プール
		安心院海洋センター	大分県宇佐郡 体育館、プール
		湯布院海洋センター	大分県大分郡 体育館、プール
		弥 生海洋センター	大分県南海部郡 体育館、プール
		田 野海洋センター	宮崎県宮崎郡 体育館、プール
		阿久根海洋センター	鹿児島県阿久根市 体育館、プール

モーターボート競走30年史／収益篇

昭和56年11月26日発行

●発行 （社）全国モーターボート競走会連合会

印刷 （株）ワコー印刷



社団法人 全国モーターボート競走会連合会
東京都港区三田3丁目12番12号 ☎03(454)5051